

し我々産業を興ずとに力を尽し多年の後漸く宿望を達し  
 近來大に豊富なりと云ふ君事を處する果斷其行爲儘主人  
 の意表に出つ維新の初地頭井上某將に京師に至らんとす  
 其の資あきに苦む即ち領地大小の地主を招き大義の存す  
 る所を説て義指を乞ふ衆相見て黙す君尙ほ少壯席末にお  
 り直に進て金百圓を獻せんとす衆皆愕然たり諸先輩之れ  
 を辞するに由なく唯々として之れに準し立るに數百圓を  
 得たりと云ふ明治六年濱松縣君をして第三大區七小區副  
 區長とす次年區長兼學區醫務取締となり全八年改租總代  
 人となり全九年第十大區副長となり后ち同大區中學區兼  
 醫務取締となる全十年會ま病に罹り其職を辞す示來家に  
 あつて病を養ふ君常に嘆して曰く我殆と十年間貴重の日

子を病辱に徒費し社會の進歩に伴ふ能はず遺憾之より大  
 なるなしと君常に人に語て曰く國家の隆盛を計り富強の  
 實を擧げんと欲せば殖産事業の改良進歩をなさゝる可か  
 らずとは世人の唱道する所なり然れども其言行一致なる  
 者に至りては僅々晨星の如きに過ぎず實に慨嘆に堪へさ  
 るなりと君數年前原野數十町歩を開拓して茶及び漆等の  
 栽植を爲せり此の一舉を見るも君が言の空論ならざるを  
 証するに足るへし君夙に道路堤防を修築し橋梁を架設す  
 る等の公共の事業に對し資財を投する舉て數ふるに違な  
 し全廿二年自治制施行に當り君撰はれて村長となり専ら  
 意を村務に盡すと云ふ

◎井出源五郎君之傳

●平民農●天保六年六月生●  
●富士郡今泉村●吉原銀行取締役

君富士郡今泉村今泉の人なり父は八左衛門と稱し母は芦川氏幼にして穎悟吉原宿の醫杉山歸一長崎の人中尾三平僧香雲等に就て漢籍を修む成童にして和歌を好み柏森忠政三浦秀波等に就き國學を修む大に得る處あり君の卓見多く和漢興敗の成跡を省み早く公共の事業に一身を委するとに着目す慶應三年今泉村の名主となり全四年三月之を辭し全六年三月同村戸長となり全七年八月第二大區一小區今泉村外一ヶ村の戸長となり全十月全村小學校の幹事試補となる全八年十一月第二大區一小區廿五ヶ村の戸長となり全九年八月全區内小學の幹事を兼ね全八年八月地

租改正の事に當りて大に成績あり縣令之を嘉賞して左の賞狀を下賜す

第二大區一、小區戸長井出源五郎

其小區村々地租改正調に付格別勉勵實地丈量各大小區に抽んで悉皆檢査濟に至り候段平生注意の厚きに依り候儀職務上とは乍申殊勝之至りに候事 静岡縣

君の勉強各小區戸長の上に出て各村の摸範となる君の土地に令望ある決して偶然の事に非ざるなり全十年七月より全く十六年迄地租改正擔當人に撰任せられ全く十二年三月戸長の職を辭し全四年四月静岡縣會議員に當撰し翌十三年四月之を辭す全三年三月今泉村外一村の學務委員となる全七年七月富士農事會委員に撰任せられ全十四年富士

郡十四學區學務委員となり全十八年八月解職す全十五年八月より全十八年六月迄駿東富士兩郡公立保全病院雜務長とある全十八年六月之を辞す全十六年四月私立吉原銀行取締となり全廿一年六月解任す全廿二年七月全銀行取締役に再撰し廿三年に至り猶勤績す而して君ハ保全病院の新築今泉村の火災吉原警察署新築費等に献金し木杯賞狀を賜ふと少うらず君の事務に老練にして能く公共の事に當て倦まず必ず其職の爲め鞠躬力を致して止むに至りてハ蓋し君の長する所ならん宜かり富士郡中録々の令名ある

●鈴木貫之君之傳

●士族代官●安政二年八月生  
●數知郡濱松町紺屋●自由主義

澹泊塾實未だ以て君を稱道するに足らざるなり皎潔爽快未だ以て君を稱道するに足らざるなり天龍河の西濱名湖の東嶄然として立ち巍然として聳ゆる者ハ濱松城の天守臺に非すや老秃鬚然雄兵を驅り連勝の餘勢遂に城下に沸る鼓聲夔々凜乎たる勇氣終に能く三百年の基業を開くもの嗚呼夫れ斯の地にあるか今や荒陵一堆征人の涙を青苔自艸に灑くあるのみ君實に其傍に家す嚴君名は東海幕府の世臣なり資性温雅能書を以て聞也妣諱は政子亦書を能くし兼て和歌に通す淑徳最も備れり君に教ゆる甚た法あり戊辰の乱後君藩侯に陪して遠江に移る長上郡内野村に

あり専ら農桑を勉む後瞬養校に入り業を卒て教官の職に就く君年廿一歳なり此の時に當てや學制未だ全く普うらす教則殆ど區々に失す君大小之に慨し檄を豊田山名等の九郡に傳へ大に教職を集め教則を一定し宿弊を矯正し號して咸熙社と云ふ君實に其創意者たり明治十一年十月田村發太郎氏米國より歸る之に従て英書を講す后田村氏大坂専門學校に聘せらる君亦隨て大坂に到り専門學校に入る螢雪懸刺業未だ央ならずして慈母の病に接し笈を收めて家に歸る明治十三年十二月試に應して代言人となる當時健訟の弊所在に流傳し良民皆之に苦む君卒先其弊を矯む全廿一年愛知縣知事の寵嬖毛利某三河國渥美郡牟呂村の海岸と相し新に水田を拓き豊川の水流を決して之れに

灌かんとし已に其の工を起す沿岸五郡の民曾て此の議を聞知せず類に其の不當を鳴らし屢々哀願する所あり縣吏更に省せず衆民君に倚て以て此の議を停めんとす君慨然として之を諾す類に知事の不當を責め將に大に處する所あらんとす比隣郡長之を聞て倉皇私和を講し周旋甚た勉む遂に豊川流域舟楫の便を害せざるを約し償金七千圓を得て事漸く局を結ぶ沿岸五郡の民今に至て尙ほ君の功を稱す初め君の此事に當るや寢食殆ど忘る況や一家をや誠意専心以て之に従事す君當時一絶を賦す稍其形情を知るに足ん『身供犠牲志益堅偏期五郡謀安全燈前半夜拂愁淚讀了佐倉總吾傳』君夙に自由主義を採り明治十四年中遠陽自由黨を起し廿二年に遠陽大同俱樂部を創し諸名士と共に

各地を巡説し大に盡す所あり實に君の如き彼の銳氣當る可らざる甲軍をして半夜肝膽を寒らしめたるの古英雄に耻さるものと云へきなり夫れ今の藝々とし鳴る所のものは昔時殺伐の蠻俗を脱し却て熱心なる自由主義を包容し澹泊摯實皎潔爽快の意氣を有する流暢勇壯なる言論にあるか編者書して丁て筆端尙ほ餘勇あるか如し

◎湯山壽介君之傳

●平民農●安政五年十月生  
●駿東郡菅沼村●縣會議員

君幼にして學を好み長して人望あり資性活潑にして温良好て人の美をなす家世々里正たり君垂髫甲斐の人堀内清孝に従ひ漢籍を修め轉して小田原の文學謙塾に入ら學を



君人壽山湯



君六文尾丸



君人貫木鈴



君郎太繁木鈴



君助之録竹小

修む明治十年五月小學校幹事試補となり全十一年一月駿河國第一大區五小區村用に全十三年駿東郡菅沼村學務委員に全年全郡沼津本町外百五十九ヶ町村聯合會議員に及び同會幹事に當撰し示后每會之れに推撰せらる全八月全郡勸業委員に全九月全部御殿場村外六十五ヶ町村聯合會議員に撰舉せられ改撰毎に再選繼續す全十月全郡勸業區會員に全十四年五月全部第一部勸業區會々長に全十月第三十四學區學務委員に全十五年菅沼村會議長に全七月駿東富士兩郡聯合町村會議員に當選し全十七年三月沼津中學區學務委員となる全月教育上の盡力を賞し文部省より玉篇一部視箱一個を賜ふ全八月静岡縣會議員とある十九年一月再び縣會議員に撰はる全二十一年十一月全郡所得稅

調査委員町村撰舉人に全月駿東郡所得税調査委員に全二十一年二月静岡縣會常置委員豫備員に全二十二年四月町村制施行に付菅沼村會議員に全五月全郡徴兵參事員に全年十月全郡廿七ヶ町村聯合會議員に全十一月静岡縣會幹事に全二十三年二月再ひ静岡縣會議員に當撰し全三月静岡縣會常置委員豫備員に當撰す君の履歴大略此の如し而して君の公共の事業に對して一身を抛つ所以のもの決して自己の榮達を欲する者に非るなり或人君に説くに官吏たらんと以てす君冷笑して曰く予ハ甚た吏務を好まずと其の公共の爲めに奔走拮据する所以のもの實に君ハ愛土の誠意より振起し來るものなるを知るべし富士峯頭萬秋不融の皎雪映下して此の如き偉人を出す只に縣下人士の

幸榮なるのみならず蓋し帝國臣民の幸榮と云ふも決して誣言に非るなり

### ●村松壽策君之傳

●平民嘉永五年五月生●  
静岡市三番町●山藍製造家

君字は香林甲斐國西八代郡共和村宮木の人なり家世々農を業とし傍ら商を兼ね幼にして穎敏好んで書を讀む樋川道英に就ひて學ぶ文久二年八月考妣の大喪に逢ひ家政を襲く君是に於て大に煥發する所あり家政を擧げて之れを伯父小林某に委し江戸に到りて經書を渡邊愛親に受く慶應三年に至り郷里に歸り専ら家政を理し大に製絲の業を營み稍盛大を來たす明治六年二月八代郡第十五區長を命

せらる全七年三月學資を寄附し賞狀を下賜せらる全八年四月職を辞す後養蠶製絲等の實況を視察する爲め東北諸州を歴遊し頻りに生糸の賣買をなし大に損失を招く爲めに家産を蕩盡す全十年に至り東海諸州を経て山陽に入り遂に西京に出つ后ち生々社に新聞事業に従ふ數月大島細吉氏の門に入り數學を脩む全十三年東京法學會主金丸鏡我に就き法律學を脩む全十六年居を静岡に移す全十七年資金三万圓を募集し東京に静岡商會を開き紀州和歌山に支店を設く君實に其の會計を監督す全十九年静岡市街の溝梁を浚深し水路を改良して日常洗滌の細より火災消防の用に供し衛生上の一助となし流末四面の村落に灌漑し安倍川流域の水路を擴張改良して物貨運搬の業を計らん

とし之を静岡縣循に請願するも許可を得ず且つ此の事業に對する諸調査等より實地工事の測量等殆ど四ヶ年の星霜を費し纔かに一村落の支障により事業の廢絶に歸したるを惜む全年東海道鐵道布設の工事を擔理し廿二年五月に至り整頓す全年三月静岡停車場内に樹木を獻納す全月南海諸島遺利多く之を拾收する者なきを歎し水潜器を携へ慶島諸島に航し瑣珠夜光等の捕獲をなす更に大島外七島に航す皆な得失相償なし是に於て斷然其業を中止し獨り進んで沖繩諸島を巡遊し山藍栽培の實況を究め之を天下に普及せんとを欲し販りて慶島に到り大島郡長宮里正靜氏に就き製藍の技を學ひ遂に其の蘊奥を究む后全地の人其技某有馬某等と謀り資本金拾五萬圓を以て慶島製藍



會社を創設し自ら製藍の業を幹理す全十二月歸途南海諸州を歴遊し山藍移植に適するの地を相し頻りに其益を唱道す全廿三年一月東京に到り製藍販賣の路を擴張す當時都下に其名を轟かす印度製に比して價廉にして品格大に優ると全年二月鹿島製藍社員是技堤澁谷等の三氏と共に農商務省に出て次官前田氏に謁し山藍の益を説き普く天下に移植されんとを切望し之れか勸奨を請求し且つ製藍の分析を乞ふ技師大に之を賛賞す全三月静岡染工會社を創立し山藍製藍錠を以て染液とす后染業を他人に讓與し専ら山藍栽培に適するの地を相し全志と謀りて山藍繁殖の道を講す抑も駿河南部の地たる山を負ひ海に面す温暖にして氷雪の害なく大に沖繩鹿島等の特産地に優るある

を知り熱心以て有志家の需めに應じ栽植製錠染液等の傳習をなし漸く山藍の何物たるを縣下百万の人士に知らしむるに至れり君曾て曰く印度製藍錠の輸入實に驚くべきの高度に達せり今之れを救済せんと欲せば山藍錠を製して輸入を防遏するの優れるに若かすと全廿四年一月山藍實用眞書を著し廣く之を頒布す君の山藍に於ける鞠究以て之れに當る他日國家を利する其の少々に非るを知るに足らん

●小竹録之助君之傳

●平民代言人●文久三年生●敷知郡濱松町田

君字は子誠蘭溪と号す東京淺艸に生る考諱は吉三職を幕府の藏方に奉す慶應元年七月病を得て天す時に君年甫めて三歳哀痛措くなし母子相抱て泣く幾もなくして北堂山本氏と共に神奈川に移る居る數年后ち東京に歸り専ら普通學を修む明治十五年七月文部省の屬官となる全十七年に至り之れを辞す君曾て官暇に英律を研究し後ち更に佛法を修む全二十年十一月代言免許を得今猶ほ其の業に勉む全二十三年法典發布の舉あるや中遠及西遠の有志家君を聘して講師とし民商二法の講議をなす毎月十二回に及ぶ君其の書齋に掲して自敬書齋と云ふ蓋し自助論中自重

自敬の意に採る君克く服膺して以て所世の鑑となす而して君の政治上の主義に於ける人皆憶測して之を評す或は曰く國家主義或は曰く自治派ありと而して就て之れを叩けは笑て他を云ふ然れども其骨髓に至りては却て急激なる自由主義者なり且つ君の佛法を修むるに當りて大に『アコラス』等佛國諸大家の法理を玩味し其の眞理中より發揮し來る所の自由平等權利均一の說に薰陶せらるゝ久し然れども吾帝國臣民たる以上ハ飽迄も皇室の尊榮を保持せざんはあるへからず故に世論に衝突し自家の重きを失するを恐れ常に自敬の二字を齋に銘して以て自から戒むと君資性温良にして爽快母に事へて至孝嘗て其意に悖るなし實に君の如き嶽陽出藍の傑士と稱すへきあり

●樽林宇太郎君之傳

●平民農●安政二年十月生●安倍郡千代田村下足洗●静岡製絲會社役員

君の先世は今川氏の臣なり今川氏の亡ふる民間に降りて浪士となり下足洗を開拓し居を構へ累世農を以て業とす父を孫八と云ふ曾て里正たり維新の後戸長となり衆望遠近に普し君吠畝の間に生長す幼にして成人の風あり年十五にして學に志し明治二年に至り父に請ふて静岡淺間祠の別當総持院に依り長谷の國分寺に入りて院士となり以て螢雪の苦を積む當時院士は已に武士に均しとなし郷黨皆な之を敬す維新革命の後ち徳川藩の士各所に散在し寺院民家に填塞す寺内に古河宮原の二宿儒あり尋て家を築

き帷を垂れて書生を教ゆ君其門に遊ふ殆ど三年にして故園に歸り父を助けて専ら農事に親しむ當時長崎の人中村六三郎等忌む所あつて君の家に匿る君之れと親み善し則ち讀書算數を學び大に得る所ありと云ふ明治十二年に至り家政を理す全年村上學校の幹事たり君時勢の趨く所を察し空しく青年子弟をして貴重の歲月を空過せしむるなく薰陶其の宜きを得は或は有爲の士を輩出せしむると難しとせす況んや文化日進の今日にして一技一能を有せしむるに於てをやと遂に全十五年に至り校舎を邸内に設立し巴江堂と稱す木城樂水氏を聘して一村の子弟を教養する三年門下に來りて聲を執る者前後數十名の多きに達し其名始めて郷黨に知らる全十七年勸業委員となり又茶業

總代となり茶業組合組織會員とある全年有渡安倍勸業會議員となり又村會議員とある全十九年三月静岡蠶絲業組合副頭取となり全二十年近郷三十三ヶ村總代とある后ち龍爪山秣場大紛議を處理し續て開拓請願主任委員となり功を奏す全年二月静岡茶業聯合會議員とあり全月茶業組合委員となる全三月安倍川水防負擔町村會議員となり全年十二月縣會議員に當撰し全月所得稅調查補欠員となる全二十一年二月静岡蠶絲業組合取締所頭取とあり全月縣會議員に再撰す全年三月公立小學校理事となり全月所得稅調查委員となり全四月静岡製茶直輸會社取締となり全月町村制發布に際し自治町村造成委員代表者に當撰し晝夜各村の間に奔走して遂に完全の自治團體を造成せり衆

皆望を君に囑し村長たらんを乞ふ君他に望む所あるを以て之れを辭す全月村會議員となる廿二年九月静岡城拂下の議起るや城隍水流に關係の町村間に紛紜を生す君豊田村の井上某氏と共に之を調和して其の局を結ひ全城拂下の評價委員とある廿三年一月再ひ静岡蠶絲業組合取締所頭取となる君又た皇城炎上に噴火山破裂に洪水暴風に神社佛閣に一として義捐金を投せざるなし故に褒狀賞品多く家に盡すと云ふ君平生殖産興業に志を尽し久しく蠶絲業に従事し大に得る所あり且つ曰く世の衆望ある者動もすれハ町村長となり議員となり政事の上此のみ奔走し曾て殖産の何たるを省みず嘆せずんはあるへからず是に於て自から主唱して縣下の名士に議り遂に静岡製絲會社

を組織し舊城内に宏壯偉觀の製絲場を新設し専ら之に従事せり君の堅忍不拔なる必すや其業の全きを計り縣下物産の上に一大特筆すべきものを描出し縣下經濟を益する期して待つへきなり君品行方正にして篤敬其の人と交る淳々として至誠の色顯はれ毫も疎慢の態なし又能く小民を惠み貧困を賑はす郷黨皆な重きを君に措くと云ふ

### ◎鈴木繁太郎君之傳

●平民農●慶應三年三月生  
●佐野郡東山口村伊達方

君号を天睨と云ふ考名は九郎治明治十年三月を以て卒す君明治十五年を以て全郡岡田氏の冀北學舎に入り初めて泰西の學に志す君屢々校友と議り演說討論會等を設く校

主岡田氏の叱責矯正に逢ふ少からずと雖も敢て自ら禁せず孜々として之を勉む蓋し君の他日政治界に奔走馳驅するの要素早くも已に當時に胚胎したるものと云へきなり幾もなくして冀北舎の閉るに逢ふ君雄圖益す鞏くして進取の氣象に富む將に笈を東京に擔んとす兄氏之を賞して慶應義塾に入しむ素より君の初志に背く然れども暫く忍て三田にあり明治十六年中六に感ずる處あり去て中村博士の同人社に轉す君螢雪の餘暇又校友と共に演說討論等の會を起し専ら思想と辯舌との練磨を事とす全廿一年に至りて故山に歸る偶々後藤伯大同團結を唱へて各地を巡説し天下靡然として響應す君倚て以て事を成すの機を得たりとし奮て同黨に加盟し専ら黨務の擴張に盡力し澤田

寧氏等と共に遠陽大同俱樂部の設立に斡旋し遂に全部の常議員に選ばる全八月條約改正の問題沸騰し斷行中止の二論實に非常の衝突をなす君斷然斷行論の非を説き各地に有志家を招聘して演說會を開き又岡田良一郎氏の中止建白を賛し頻りに同志を糾合して之に調印せしむる等實に君の周旋與て力ありしと云ふ全二十三年一月再び遠陽大同俱樂部の常議員となる全六月國會議員選舉競争の時に方り君岡田氏を輔て各地を巡演し大に地方人士の覺悟を喚起したり后ち進歩黨合同論の興るに方り君合同尙早論を唱へて頻りに其不得策を論す然れども氣運已に熟し輿論之を認む又如何ともするとなし是に於て君静岡縣の委員となり大會に列するも快々として樂まず止を得ず熟

涙を吞て原案賛成者の一人となりしと云ふ全九月立憲自由黨の組織なるに及て君又本縣の代議員となりて結黨式に列す全十二月菅了法氏の東洋新報を創するに當り君招れて編輯の事に従ふ全廿四年一月立憲自由黨中に内訌ある有志家にして往々不満を抱くものあり君深く前后を察し既往將來を苦慮して憤然全黨を除名し自ら信する所の黨派の勃興するを待つと云ふ或曰く君已に國民自由黨に加盟すと其實なるや否を知すと雖も全黨懇親會名簿中に姓氏を列したるハ疑なき事あり果して然は君にして現に中立して鞏固なる團體の創立を待つも國民自由黨其者の振へざるに徴して一層の決心を促したる者に非るや否や君年二十有三少壯能く大事に當る君にして能く政治の思

想を養成し學理と實際とに於て充分の研磨と練習とを積ば又后来有爲なる嶽南の政治家と稱せらるゝに至るは必然の事なりと信す君性敏慧能く人と交る君の長所ハ交際にあり君夫れ起て編者刮目して之を待たん

### ◎山本金藏君之傳

●平民農●安政五年十二月生●  
安倍郡南賤機村與一右工門新田

君ハ有渡郡豊田村小鹿の人なり家世々農を業とし歴世彌右工門と稱す君幼にして文學に志ありと雖も専ら農業に力を致すを以て學に就くの餘暇あるなく空く吠畝の間に耕耘して天與の利潤を仰くのみ年壯に及て大に悟る所あり頻に農事の改良を計る曾て經濟上の原則を講ずるを聞

き分業の社會に必要なるを察し已れ自から農事の分擔を任せられたるものとし且つ農ハ國家の大本なるを論し農事に尽すを以て己れの義務とす抑も豊田村は有渡南部の地にして最も膏腴の稱あり故に尺地の遺利を收るなし明治廿一年中各地を巡遊し遂に安倍郡南賤機村與一右工門新田に荒蕪地拾有余町歩を發見す此地安倍川暴溢后數十年の星霜を經過す然れども未だ曾て耕耙播植するものなし日進文明の今日未だ此の如きの遺利あるを省みず國家經濟の上に於て欠くる所なきかと奮て全地を購求し熱心開拓に従事す然れども居村との距離殆ど三里以上に達するが故に往來甚ま不便を感ず君是に於て斷然家を提て全地に移り堤塘を修理し多額の金員を消費す實に明治二十

二年一月を以て起工し全五月に至り略ぼ其功を竣る今や畦畔井然粟麥の收穫甚た多しと云ふ君夙に水利を察し堤塘を築き祖先以來の故宅を毀ち之を開拓地に移す等の英斷と忍耐とを以て此の如く美田を買ひ得たりと爲すものは未だ尽く以て君の平生を知らざるものなり君の今日あるを致す所謂分業上の分を守るの素志を貫徹したるの結果なり君の國家に尽すの決心の結果なりと謂ふ決して詛言に非るなり君未だ以て足れりとせず風朝雨夕自ら耒耜を採て耕耘に従事し聊か農家の摸範たる効を奏せんとするに過すと謂ふ君年猶三十四努力能く斯道に當らは陶猗の富他日を出すして期すへきなり

●丸尾文六君之傳

●平民農●天保三年八月生●城東郡池新田村●縣會議長

君の家世々農を業とし又商を兼ねぬ君に至りて専ら農に従事す其先は清和の裔に出つ降て徳川氏に屬す天正中甲斐の軍遠江を襲ふ高天神の城將小笠原某之に抗す城將に陥んとす死守能く敵に當る者曰く本間某曰く丸尾修理終に力戰之に死す徳川氏深く二氏の死を惜み厚く之に給す本間氏の遺孤城東郡新野村にある者池沼を填拓して一村をなす之を池新田と云ふ君實に六世の孫なり考諱は清号を慈軒翁と云ふ功德四方に聞ゆ君幼にして學を好み兼て和歌に通す年十三外祖水野某に就て六經及和歌を學ひ年十



九石川依平翁の門に入り國學及び和歌を究む君尙ほ以て  
 足れりせせず將に名家の門に遊ひ其所見を開發せんとす  
 君再三考に請ふ許す所なし君快々として樂ます是に於て  
 か斷然意を決して竊に家を脱し篠崎小竹を大坂に訪んど  
 す道にして彫刻家星野田齋に逢ひ具に告ぐるに其故を以  
 てず田齋曰く語に曰く父母在す遠く遊はす況や父母の許  
 諾を得ず遠く他郷に赴く子道を如何と君大に悟る所あり  
 遂に尾の名古屋に至り書籍數百卷を購ひ家に歸て獨り之  
 を修む后ち組頭役とあり尋て村民の窮困を歎し相摸人安  
 居院道義翁を聘し報徳の道を講し家則を定め冗費を省き  
 究を救ひ耕耨を厚ふす村民家給し人足る明治二年三月金  
 谷宿傳馬所取締役となる全十一月島田郡政役所最寄總代

となる全三年大井川渡船の舉あり川越の役夫百戸生計の  
 途を失し官に哀願す官之を愍み原野二百町金千圓を給し  
 て産に就しむ君外五名其事を營す全年六月役夫等初めて  
 土地開拓の業に従ふ而して留るを欲せざる者六十餘人各  
 金拾圓を分與し郷土に歸しめ其留んを乞ふ者三十名君  
 の負擔する所實に十九戸にして百有余町歩なり君畢生の  
 力を尽し資金を投し家屋を給し農具を與へ農馬を畜ひ肥  
 料を購ひ栽培最も勉む織にして原野の田畑宅地となる者  
 殆ど三拾餘町歩に至る全九月静岡藩君を賞して麻上下一  
 具を賜ふ后ち役夫一戸毎に畑二反步宅地五畝歩を分與し  
 以て私有となし其堵に安せしむ當時物價暴騰して開拓事  
 業實に容易ならず加之役夫十九戸をして各其恒産を有せ

しめ不毛の原野を開拓する三拾餘町歩に至る眞に國家に無盡の利益を起したりと云へし全四年自ら資を抛て私學校を興す時人文學の何たるを知る者稀なり故に君獨力皆之を支辨し數千圓を消費す全六年濱松縣地券係附屬となり全四月學區取締とある此年六月皇城炎上す舉族皆若干金を献す君獨り貳百圓を献す全七年濱松町火を失して全驛殆ど焦土となる君金若干を抛て貧民の急を救ふ時人以て仁となす全八年地方官會議を傍聽す人皆其の榮を羨む全九年濱松縣會を開く君其議員に撰る全十一年中泉町より相良灣に達するの道路を修繕す君曾て人に謂て曰く道路修めされば物産興るなく港灣開されば運輸の便を廢す道路港灣相待て始て能く物産振起すべしと遂に道路八九

里を改修し地頭方港を開墾し漁船清渚丸をして横濱港に定期航海を開かしめ遠州特産の製茶始めて横濱に直輸出の航路を開く是より囊き金谷原開拓地の茶樹明治九年を以て採掘に着手し此年に至りて殆ど數千斤を製造す開拓に費す所無慮壹万六千余圓に達すと云ふ君常に輸入の輸出に超過するを憂へ専ら力を製茶の業に尽しり頻に有志者を鼓舞して全郡比木村に有信社を起し製茶直輸出の業に従ふ此年車駕東海道を巡幸す大藏卿大隈重信内務少輔林友幸の二氏先驅たり地頭方港を巡視す全十一月車駕静岡に駐る君を召して謁を賜ふ岩倉右府褒詞を宣す曰く究民を助け茶園數十町歩を開き邦國の殷富を謀り道路を修して物産の興起を謀るを奇特とすと全十二年五月静岡縣

會議員となり幹事に推撰す全八月米國前大統領具蘭士氏の來縣を饗し之を三島に迎ふ全九月第一回製茶共進會を横濱に開く君出品して一等賞銀貨百弗を得たり全十三年漁船會社鴻益社を創し君其社長たり全十一月静岡縣會副議長となる全月同志と共に國會開設の建白書を元老院に呈す全十四年十月再び國會開設の建白書を元老院に奉呈す君撰れて上京委員となる全六月第二回勸業博覽會へ製茶を出品し有功一等賞を受く此月副議長常置委員となる全十六年十月第二製茶共進會を神戸に開く君亦た出品して一等賞金杯一個を受く君又全國茶業者五名中の一員となり茶業協會設立の事を農商務省に出願す是實に茶業組合準則の根原なり全十七年三月静岡縣會議長に當撰す全

七月静岡縣茶業組合取締所設置に當り撰れて議長となり其事務所を設置するに當て之が幹事たり全四月賞勳局より藍綬褒章を受く其褒章下賜の章に曰夙に志を公益に注き力を學事に用ひ開墾に裁茶に勵精して究民を救ひ殊に運輸の便を謀り率先有志を募り資金を集め遠江國横須賀より地頭方村に至るの道路を修繕し遂に地頭方村を肇開するに至る其成績著明なりとす依て明治十四年十二月七日勅定の褒章を賜ひ其善行を表彰す云々全十八年興業に熱心あるを賞し興業意見書(農商務省編纂)一部を下賜せらる全九月遠江一國石代相場訂正を請願するに當り君其總代となり全廿年四月に至り漸くにして願意を採納せらる一國の民始て愁眉を開く此年二月有志家と計り静岡縣製

茶直輪會社を清水港に創し君其取締となる全八月巽に皇居御造營に獻金したるを嘉賞し銀杯一個を下賜せられ全廿一年米國桑港に製茶雜貨を販賣する富士商會を開く吾縣下にして外國に出店する者君實に嚆矢たり全廿二年二月帝國憲法發布式の盛典に列し全十二月憲法發布紀念章を下賜せらる此年九月茶業有志者と共に大會を大坂に開き魯國に新販路を擴張するの事を議す君其の議長たり后ち日本製茶會社を組織するに當て君の幹旋實に多きに居ると云ふ宜なり全社々長候補者の第一位を占むるを君の略歴概ね此の如し而して其の賑貸救恤等の事及ひ公益公利を起すの事等に至りては僕指するに暇あらず君安政年間より今日に至る迄公共の事業に一身を委する徵兵參事

員所得稅調査委員の如き皆之に當らざるなし全廿三年六月第四區衆議院議員候補者となる君政治上の主義に於て常に着實改進の方針により巽に静岡縣改進黨を組織し后ち同好會を設立し其評議員となる褒賞賞品の如き今枚擧するに暇なし君音容溫雅氣宇清朗一目長者の風あり實に君の如き德望宇内に冠絶すると云ふも決して過張の言に非るを信するなり

### ◎遠藤靖君之傳

◎士族代官人 ●安政四年三月生 ●静岡市取町 ●自由主義

君初の名は寅造后ち靖と改む江戸本所に生る父某幕府の臣なり維新の役藩候に隨て駿府に移り后ち藩命を奉して

遠江に移住す君幼にして穎敏好て書を読み常に大志を抱く明治三年春慨然として横濱に到り學を脩む越て全七年に至り家郷に還る示后小學の教員となり或は商賈となりて各地に流寓し具に苦中の苦を喫す適ま感ずる處あり東京に出て専ら法律學を修む實に全十三年なり全十五年代言試験に及第し后静岡市に來て代言の業務を開き公平無私に訴訟を所理す名聲赫々縣下に鳴る君か政治上の主義に於る溫和的自由主義にあり夙に政治思想の發達を望み各地に演説す全廿二年に至り大同團結の主義を賛し静岡市に大同俱樂部を起し撰れて幹事たり君性温厚謹恪事に莅て苟もせず最も自重力に富む世の輕躁薄弱附和雷同して冷熱其度を變する速なるの比に非るなり宜なり静岡



中島一慎君



寺田彦太郎君



松島吉平君



加藤三左衛門君



横田喜明君

代言人社會中夙に録々の令聞を有するあるを

### ●中島慎一君之傳

●士族醫●弘化三年四月生●  
志太郡藤枝町長樂寺●病院長

君名は篤字は恭卿、姫山と號す。長崎縣士族たり。父は高橋安哉、母は荒木氏。弘化三年四月肥の諫江に生る。幼にして孤なり。長して中島氏を繼ぐ。性洒落、煙霞の癖あり。類る書畫を好む。父祖の道を承け、醫を以て業とす。其行餘の編著に係るもの、舍密藥劑書、醫俗救急方、傳染病要示、產婆須知、第一第二虎列拉經驗錄、及び姫山詩抄あり。嘉永より文久に至り、藩儒西村光江、橋本二川の塾に在て漢學を脩め、家兄浦島洞雲に就て醫學を脩む。元治より慶應に至り、藩醫島田芳橘に隨て長

崎に遊ひ醫學を脩さむ慶應三年國家擾亂兵革相起り壯氣勃然自ら禁せず竊かに藩を脱して京坂の間に遊ふ既にして東幸の詔あり大木參與に陪し 聖駕に供奉して江戸に遊ふ明治二年佐賀精煉所に入り理化學を脩む全四年已後長崎醫學校に入り醫學を脩む六年 聖駕長崎に臨す時に醫學校受問生たり酒饌料を賜ふ七年佐賀の役警備隊に在り斥候賊の來襲を報ず君曰く彼れ寸地を侵す我則ち寸地を辱しむ待命違なし若かす先驅して一戦を試みん衆之を諾す直に野戰炮を具し明を俟て發せんとす火藥乏を告ぐ即夜密行長崎に到り之を購ふ途に軍監の巡邏に會ふ其佐賀と因故あるを以て反て嫌疑を得捕はれて警備本營に護送せらる詰問二晝夜君自若として冤訴す則ち赦さる八年

二月山梨縣の聘に應じ巨摩八代二郡公立陸合病院を創立す三月山梨縣下水盾并に地方病検査として巡回を命せらる九年十二月山梨縣五等醫員となり續て山梨縣病院分院長となる十年九月山梨縣四等醫員となり十月静岡縣令書を山梨縣令に致し君を聘用するの旨を以てす議遂に成らす君感ずる所あり病を以て職を辞す十二月公立吉原病院長となる十一年一月山梨縣より鹿兒島征討の際縣官一同申合せ陸軍へ葡萄酒を寄贈し賞狀を賜ふ三月内務省より醫術開業免狀を賜ふ七月静岡縣第二大區役所より勉勵慰勞として夏服を賜ふ八月病院書藉費差出に付賞杯を賜ふ十二月院務勉勵に付縮緬を賜ふ十二年一月水災救助費寄贈を褒し賞狀を賜ふ八月改て縣立病院長となる全月静岡

縣檢疫醫員取締となる十月静岡縣警察醫を兼ね十三年一月静岡縣々立病院長として聘用せらるゝの定約を改む四月檢疫功勞に付賞金を賜ふ五月地方病豫防諮問の爲め地方衛生會臨時委員となる十二月警察署新築費を寄附し賞状を賜ふ十四年一月職務勉勵に付手當金を賜ふ七月静岡縣地方衛生會臨時委員となる八月火災救助費を義捐し賞杯を賜ふ茲年君か企圖する所の吉原病院新築成る結構宏大地高く水清く縣下第一を推す衛生課長蜂屋氏富士郡長星野氏縣令の旨を承け幹旋の勞を取る十五年二月院務勉勵に付賞金を賜ふ五月病院經費寄附を褒し賞杯を賜ふ六月福井縣の聘に應ず約成り行李己に整ふ有志之を沮む静岡縣令其旨を以て福井縣令に譲し終に約を解かしむ七月

静岡縣檢疫委員となる同月公立病院長として聘用せらるゝの定約を改む八月職務勉勵に付慰勞金を賜ふ十二月檢疫勉勵に付手當金を賜ふ同月静岡縣警察醫となる同月富士駿東兩郡役所より醫務勉勵に付手當金を賜ふ十六年一月静岡縣地方衛生會臨時委員となり七月檢疫勉勵に付賞金を賜ふ十二月警察醫務勉勵に付賞金を賜ふ同月富士駿東兩郡役所より醫務勉勵に付手當金を賜ふ十七年三月再び福井縣に聘せらる前年君か約に背くの非を謝し之れを辞す九月病院經費差出に付賞杯を賜ふ同月學校資金差出に付賞杯を賜ふ十八年一月島原病院に聘せらる約成るに至て故ありて果さず三月公立藤枝病院の聘に應ず十九年五月志太益津郡役所より職務勉勵に付手當金を賜ふ六月



藤枝病院を私立に改め君自ら擔保するとを約す十月静岡縣檢疫委員とある二十年三月檢疫勉勵に付慰勞金を賜ふ廿一年四月静岡縣より學校器械費差出に付賞杯を賜ふ十一月日本赤十字社に加盟し正社員となる君の静岡縣に寄寓する既に十五年勤勉一日の如し今尙ほ藤枝病院長の職にあり談次毎に云ふ宿志未だ成らず吾れ之れを愧つと又以て君の志小にあらざるを知るべきなり

◎寺田彦太郎君之傳

●平民農●山名郡福島村福川

君幼にして穎敏長じて壯邁尤も忍耐に富む天保七年藩候西尾隱岐守より福田村庄屋を命せられ全十三年大庄屋と

なる弘化元西尾家の執政金穀貸借の件に付幕府の條例を奉せざるものあり君乃ち建言怒に觸れて宿預けとなり全二年三月更に閉門に處せらる其年五月幕府の大喪に逢ひ大島村地境に演劇を興行す君職務上の過怠なりとし大庄屋并に庄屋役を免ぜらる全三年五月村民の歎願により更に庄屋役となる其十二月村内維持の法を慮り荒蕪地反別凡そ七町歩余を開墾し勵精其事に従ふ村民不服を唱ふるもの多し強ひて之れを説諭し竣功するに至りて村民に分割す居る三年癩の不平を唱ふる者果して悅服す嘉永二年君の先人彦左衛門氏福田港改築の志を起し領主の允可を得直ちに江戸に出て東西に周旋す偶々病に罹り歸途掛川宿に至て没す全五年更に費金を請ふて福田港を浚渫す君

世話役に撰はる全年四月を以て落成す蓋し先人の志をなすなり此年五月難破船取締役となり苗字帯刀并に俸米一人口を給せらる庄屋役たる故の如し全年九月古川筋の地所を下附し速に開拓すべき旨を命ず君事の公益に關し一身の私しすべからざるを陳べて之を辭す嘉永六年七月太田川暴漲用水樋堤塘の破潰流失して大事將に起らんとす君乃ち福田全村の壯丁二余百人を率ひ僅かに防遏して其の害を免かる近傍の民爲めに堵を安んず安政元年五月大庄屋役となり俸米一人口を増す安政二年八月天龍川暴漲御厨組合堤防に盡力し紋付麻上下一具を賞賜せらる同年地大に震ふ震災後藩候本城並に江戸邸宅等修築の爲め全輩等と有志者を募り金一万五千兩を醸出す安政三年正月

各庄屋を江戸邸に召喚して之れを賞す且つ双刀拜に印籠一具を賜ふ安政四年十月村内字松野反別五町步餘を開墾し村民に配附す安政五年横須賀川土功の際他の管地と紛紜を生ず君盡力の賞として金二拾兩並に費金參拾兩を賜はる全年七月村内勸誘の法宜しきを得るを以て藩候廻船一隻を君に下付し其進退を委し之れか利益を收めしめんとす君消却の方困難なるを以て之を辭す安政六年三月字柳原添新田芝地反別十町步余君外二人に開墾を命せられ且つ君の費途は藩候之を辨すへきの内命あり事の容易にして多分の力を要せざるを察し村民に配分す万延元年三月福田港水澤荒蕪の地を製鹽場となす其費金は藩候之を辨し國益係十人をして其事に與らしむ君其世話係となる

全年開拓の地屢々風浪の難を受く乃ち防禦の策を尋問す君砂漠吹寄堤塘の策を建し之を實行す果して效あり全年五月庄屋役免せられ君の男彦八郎氏之れに代はる其六月再ひ天龍川暴漲に際し八ヶ村組合堤塘防禦盡力の功を賞し俸米一人口を加給す文久二年二月藩侯の不興を受け病と稱し閑居する一月再三使臣をして之れを召さしむ則ち出頭す文久三年八月製鹽開墾塲等尽く激浪の爲めに崩潰し國益係の士皆兼勤を辞す乃ち特り君に其事を委任す君示來改良を加へ専ら其収益を謀る元治元年十一月武田耕雲齋中仙道に出て將さに京師に至らんとす君其の視察を命せられ尾濃江三州を歴廻し京坂地方を視察して歳末に至り歸藩す應慶二年製鹽并に開墾塲等の地を尽く下賜せ

らる示來専ら製鹽塲開拓事業を擴張し其間波濤の爲めに破らるゝもの幾回なるを知らず且つ港口の西常に開墾塲に缺陷の患を免れず乃ち水力を假り砂石を集め港口中央の地に尖形状の砂洲を作り之を豫防せんとし數年の後漸く落成す明治元年正月三尾兩州視察を命せられ進んで名古屋に至り歸藩す此年藩侯轉國の命を受く則ち大庄屋を免し更に轉國掛りとなる全十二月時服料金壹枚南京皿五枚を下賜せらる明治三年九月暴風大に起り劇浪暴騰尽く堤塘を破壊し潮水浸入して居民三十有余人將に魚腹に葬られんとす君指揮して廻船一艘に乗し周旋尽力僅かに其生を全ふす當時君の所有製鹽小屋及假住居等合十七棟尽く流亡に歸し實に前年來君か經營辛苦する所一朝にして

水泡に屬す明治四年二月村民と協議し福田港口の改築をなす其工事の半は村民之を負擔し其一半は君實に之を擔當す着手後風波の難に懼り改築を要する前後三回遂に其効を奏す全年周圍の堤塘を修築し製鹽塲を再興す明治六年更に製鹽の目的を廢し田園開拓の方針を取り周圍の堤塘を副築し全十一年に至て落成す明治十二年開墾塲に轉住す全十四年田園開墾の内水澤の地に養魚塲を設け全十七年港口を掘鑿し以て舊に復す全六月奈良原静岡縣令より地方の情況を視察し具申すべき旨を命せられ全廿三年静岡縣第五區衆議院議員候補者に推撰さる君齡正に七旬ならんとす而して其鏗鏘たる壯丁も尙ほ遙かに及ばざると云ふ

◎大村桂藏君之傳

●平民農 ●嘉永二年十一月  
生 ●庵原郡富士川村岩淵

君幼にして穎悟夙に家庭の教育を受け頻りに文學に親む明治元年藥舖を開業し全十六年迄之を繼續すると雖他に支障ありて之を廢す全九年中地租改正の事を擔理し大に一村公共の事に尽力す全十一年壹月第三大區一小區一宿九ヶ村副戸長兼學校幹事試補となり全十四年十二月に至り之を辭す全十六年五月四等郵便取扱役に補せられ全十九年五月三等郵便局長岩淵誥となり判任官十等に叙し下級手當を下賜さる今尙其職にあり君明治八年九月を以て學資金若干を寄附し木杯一個を賞賜せらる君所轄郵便管

區は海道第一の激流なる富士川に臨むを以て例年夏秋の交に於て非常の困難を究むると多し君卒先脚夫を指揮し躬自ら辛酸を嘗て遂に能く郵便物に些少の危害を蒙らしめたるとなし實に君の勉勵其職に尽す素より然と雖も又以て誠意熱心のあらざるよりハ焉そ能く此の如を得ん宜なり官君を賞して褒狀金圓を下賜するを其褒狀を見るに皆暴風雨中の遞送を慰するものなり今之を列擧すれば明治十九年一月に全廿二年十二月に又勉勵の賞與の如きは廿二年十二月に廿三年十二月に皆遞信省之を給す君の如き實に職務上老實勉勵にして能く通信往復の便を計り間接に社會の進歩を裨益すと云も決して過言に非るなり誇張の言に非るなり

◎三浦弘夫君之傳

●平民●天保三年十一月  
生●静岡市水落町●神官

君遠江國榛原郡某村に生れ故ありて他人に鞠養せらる幾くもなくして佛門に入りて僧とあり江尻蒲原等の寺院に寄學し宗學を卒業す后静岡市西福寺の住職となる始め君の江尻に在るや年甫めて十三適ま堀秀成氏の歌書語學の講議を開く君其席に出て詩歌六義異同の論に及ぶ堀氏嘆稱して曰く嗚呼子漢竺の書に涉獵す今より勉めて國學を修め詠歌を嗜まば蓋し阿闍梨契沖の跡を繼ぐに至らんと君此の勸諭に感激し直ちに佛門を脱するの意あり然れども年少能く爲すなく又師弟の情遽かに去るに忍びず因て

志を發して古學に入る堀氏語學の圖本玉澤を授く夫れにより古歌の略標を著し一首を詠して堀氏に贈る『いまより君にうのみて玉澤かけて學をむまきしまの道堀氏の返歌に』わけいらむことハかたしと中らにてたちあなつみをまきしまの道君年十五江戸小石川傳通院に入り智曇行誠師に就き竺典を研究す君年廿一沼津和田三傳氏の富樫廣蔭翁の門に入るを聞き勢州桑名言幸舎〔富樫廣蔭翁〕の門人となり古書語學等書信を以て質問す君歳廿四富樫翁の塾に到り親しく教を受く其年京坂に遊歴し名家を訪ひ大和に赴き名跡を尋ぬ君歳三十七西福寺に在りて當市の和學者松本直秀氏と計り佛教僧規改新説を唱ふ寶臺院及び江戸増上寺等へ意見書を呈す採納する所なし以て職を辞し

て隱遁す維新の際舊幕臣大久保一翁氏の宅に於て歌書を講す氏君が隱遁を惜み歸俗して古學を弘めんとを勸む依て僧籍を脱するとを出願し一時某士族の附籍となる始め道雄と稱す大久保氏出島竹齋氏を以て名を弘夫と賜ふ曰く道を弘むる丈夫の意なりと后改めて弘夫と稱す續て三浦氏の家を繼ぐ其年草深町代地九十三番地へ住宅を設け靜篁舎と号し皇朝學開業所の表札を掲げ生徒を教授す開業を祝して大久保氏より『としのまによきふしをひてかけととくまけせ學の窓のたかむら』君之れに返歌して曰く『たかむらの年小そひゆくよきふしも君りこと葉のつゆをかけずば』明治八年教導職を拜命し駿河國有渡郡伊河麻神社祠官となる其年靜岡紺屋町小梳神社へ轉任す居を新ヶ谷

町に移す九年出島竹齋宮崎總吾福島茂平氏等と謀り久能山東照宮の社金を以て小梳神社境内へ皇學所を設立す君を以て校長となす九年十二月舞馬の災あり風伯勢を助けて小梳神社を舉げて一字を残さず灰燼となる君一人辛ふして御神体林氏の社講を出す君の家亦其災に罹る社俸を積み教給を授けて本社校舍假新築の一助とす君陋屋に賃居す然りと雖も車馬來訪の客絶るなし君一首を詠して其柱に粘す歌に曰く『とせせてはひもて伏やのすみりよも猶うせしきへ人のおとつせ』是れより先き沼津九子神社祠官を兼ね和田氏及び篤志の士と計り本社拜殿を新築造營す續て社格昇進を出願し九子は縣社となり淺間は郷社となる十六年小梳神社本社拜殿新築造營成る是れより先き皇

學舎社務所再建なる全年静岡賤機山鎮坐縣社淺間神社外三社の祠官に撰舉せらる十八年三月徳川候の前に於て歌書物語々學の講義をなす其際之を詠ず『ふとの葉の道によらずへ位山高きみかけをいかてあふかむ』后權少教正に進み静岡神道分局長となる廿一年五年奉仕神部淺間大歳御祖神社昇格國幣小社に列せられ同月同社の禰宜を命せられ全年十月宮司を拜命す廿二年居を水落町に移す尙ほ靜篁舎と号す君常に云く吾語學に志す所以のものは専ら詠歌作文の用をささんとするにあらず言靈の幸ふ國言靈の助る國と語繼來る古語の空しからざるを古今の言語に徴し世人をして萬國無比の御國体を彌益々に信仰せしめんとにあり言語の本は神の御名より出で神の威徳亦神の御

傳も御名の義に存するなれば神國の神國たる体義を知らんには言語の道を明にするにあり故に古歌古文を説にも言詞辞の本義を要とし先とするありと君曾て曰く弘夫性質闊弱治世政務に従事するの才なく乱時干戈を執るの勇なし唯神代傳來の言語を明にせんとするの志を以て聊か神恩國恩を報ずるの一分とするのみと嗚呼君の如きは身を國体を明らかにするに務め皇朝特有の俊魂を後世に發揚せしめんとするにあるなり嗚呼實に嶽南の偉人なるのみ

◎加藤三郎左衛門君之傳

●平民農●嘉永六年十一月生●君澤郡内浦村重寺

君は君澤郡重須村の人土屋宜太夫の第二子なり宜太夫君年六十四にして君を生む幼字を民之助と云ふ九歳にして全郡江間村の人津田六郎氏の門に入り讀書を學ぶ居る二歳にして母氏の大喪に逢ひ家に歸る全年伊豆代官江川太郎左衛門の塾に入り親しく其薫陶を受け漢籍を大石某に學ぶ年十五にして砲術を安井某に學ひ名を規之助と改む又擊劍を齋藤某に學ぶ皆江川家の名流なり全年代官警備の職を命せらる米俸二人口を賜ひ帶刀を許さる戊辰の年父の病を以て家に歸る后明治二年駿東郡香貫村の人幕臣日多良九十郎氏に就き英學を修む年二十一にして出て、



重寺村の加藤氏を襲ふ全九月義父贊一郎氏の長逝に逢ひ家政を統理す年二十二にして全村の組頭となり村務を整理す明治七年中内浦沿岸七ヶ村海面事件の争論起り君津元惣代の資格を帯ひて足柄縣廳に到り海面漁場の權利義務に關するの事例舊規を引證し頻りに抗争を試み論難駁撃遂に全廳より上廳に經稟し明治九年に到りて津元の勝利に歸し大に愁眉を開くものありと云ふ明治十二年三月聯合村戸長となり全五月浦役を兼ね全十三年三月に至り戸長の職を辭す全十四年九月伊豆國四郡聯合會議員に當撰し全十六年一月内浦會社監督に推撰せらる全三月重寺村戸長に任せらる會社監督の任あるを以て直に之れを辭す全十七年内浦會社頭取となる全十九年伊豆全國蠶絲組

合設置會副會長に撰ばれ會長の代理とある全廿年七月内浦西浦兩村漁業組合設置會々長となる君資性温良容貌閑雅深沈にして度量あり其の政治上の主義に至りてハ所謂平民的自由主義なり然れども敢て有志家と共に運動する事なし人其故を詰る君笑て曰く余壯にして他人の家を襲く家道の隆盛を計る素より先人の囑なり故に吾年四十五に到る迄専ら家産の繁殖に汲々し四十六以后は奮て以て政治社會に奔走する所あらんとす君の沈着自重なる亦た以て知るべきなり

●横田喜明君之傳

●平民商●天保七年十一月生●豊田郡二俣町

君幼字を徳藏と云ひ遠江國二俣町に生る先考名は喜平煙艸を製造するを以て業とす君に至りて業を轉して鐵買とある人と爲り沈毅果斷能く公共の爲めに一身を抛つ初め光明山下より流出する四十八瀬川迂廻曲折して二俣町を貫流して天龍川に注ぐ若し夫れ秋霖濛々潦水浸入して良田を決し民家を流す其害實に言ふに忍ひざるものあり君是に於て四方に奔走地の高低を測り水理の上下を察し一條の新水路を開き直流以て比隣村落の浸水を防うんとし明治二年徳川藩廳中泉奉行所に出願す吏東山口村里正袴田某と協力上願すへきの命を傳ふ某幾もなくして鬼籍に

上り事遂に止む全三年再ひ之を出願す村吏森下某頻りに其の不可を鳴らす君屈せず東西に奔走す后廢藩置縣に際し行政廳の變革に會ひ又如何ともするとなし全中野町に川役所の設置あり君之に頼て其の願意を達せんとし金原明善氏に協力技手を派して實地を測量せしむ時に村民頑迷固陋工事の何たるを知らず頻りに動搖するを以て暫く動勢を窺ひ三たひ之を請願し轉して濱松縣に上願す縣吏君の熱心を賞し之を嘉納す君欣然として家に歸る戸長森下某大に怒て長上を凌ぐとなし營業を停め門戸を鎖さしむ君大に之に慨し弟某をして濱松縣令に上訴す某官を剝れて君漸く免るゝを得たり此間殆と三十有餘日にして門戸を啓くを得たり是に於て町民五百餘名清竜に會し君を

招て威嚇以て其志を抑へんとす君意氣勵精衆を叱して起ち頻りに其の利害を較す衆皆之に服し遂に工事を起すに決せり然るに姦人其間に出入し水路に當るの地を買收し價格を暴騰せしむ君此に於て策の施すへきなし然れども百折屈せず千磨挫けず専ら意を濟難の一事に注ぎ遂に該町の西方笹岡山麓を開掘して一大墜道を穿ち天龍川に排出せしめんとす案を具して村會に呈するもの前後六年の久きに及ぶ初め頑硬無智の細民水理の何たるを解せず只管墜道を穿ては天龍の激流返て之に射注し來るを恐る故に技手をして數は實測せしめ其の高低の差あるを示す然れども猶ほ腦裏に固結するの疑團へ遂に之を溶解するとあり殆ど之を處するの術に苦しむ君又た全地に一墜道を

築き阿多古村を経て三河國降草に通するの捷路を開き行旅に便し其高低を實視せしめ后川路の開鑿を計んとし明治十七年を以て官に請願し全十八年二月を以て允許を得全八月に至りて工事に着手す君素より富豪に非ず且つ二十有餘年の奔走大に家道を傷く故に屢々費用に苦む后専ら同志を募り小林平六柏田次郎九和田善平等の幫助を得全廿三年九月再び着手し今已に竣功の期に接す費す所殆ど三千余圓本年五月を以て開通式を舉げ后水路開鑿の業を起し現時の河口を浚深して舟楫の渡津とし又該町より森町に至る馬車鐵道を敷設し行客貨物の便を開かんとすと嗚呼君の如き半生の事業全く公利公益を起すに傾け尽して以て倦む所なく益す進て事業の大成を計らんとす地

方に對するの功德偉大なるを稱するのみならず遂に國家に對する責任を全ふするの偉丈夫と稱すへきなり

◎松島吉平君之傳

●平民農 ●嘉永二年三月生 ●豐田郡  
豐西村中善地 ●縣會議員 ●自由主義

君幼字吉太郎と云ふ年甫めて六歳羽鳥村長源寺惠善に就ひて讀書習字を學ぶ君年十二歳城東郡撰要寺玄常に從て書及び漢籍を學ひ旁ら佛書を講す后有賀豐秋高橋月查小栗松靄等に漢籍詩文國詞を學ぶ君俳諧に於て大に自得する所あり年立庵十湖と稱し全縣皆な君の名を知らざる者なし君の逸事尤も多しと雖も其忍耐事に當り敢て倦まざるに至りては一に君の特性なりと云ふに憚からざるなり

抑も天龍川は源を信州諏訪湖に發し流程七十有余里貨物の運搬田畝の灌漑盡く皆な其利を蒙むらざるなく沿岸の居民之れによりて生活する者實に千を以て數ふへし而じて君の居は天龍川の西岸にあり東岸匂坂村と相對す然れ共橋梁渡船の便なく農商皆か迂路による君慨然として渡船の便を開らかんとし明治五年を以て濱松縣に出願す縣省みず爲めに往復する殆んど四十餘回縣吏大に君の熱心に驚く然れども天龍の水たるや奔流激湍遂に船の横過すへきなきを知る故に衆以て之を難んす曰く彼れ狂するのみ若し夫れ秋雨山を洗ひ河泊怒を逞ふするのとき其の轟然として奔激する恰も驚浪怒濤の海を掀するに均しきのみ如何を能く渡津を開くの地あらんやと君猶寢食を忘れ

て之に従事す縣吏終に之を許す君勉勵拮据遂に渡津を開き日に其の便に依るもの數百人の多きに至る后君の引佐鹿玉郡長とあるに迨んで僅かに官暇を得て全志者に謀り全地に橋梁を架す長八百十六間實に明治十四年竣功すと云ふ君幼時〔万延元年五月〕天龍の暴溢に逢ひ田圃邸宅皆な砂礫の場とあり居民纒かに身を以て免る后ち耕地を恢復するに勉め自ら耒耜を把て之を業とす后明治五年再ひ暴溢して堤塘を潰決し汎濫洪々居民生を聊んせず飢渴交も至る君慨然として倉粟を開き米粟數十俵を賑恤す飢民始めて食に就く明治八年秋河水又漲り全郡倉中瀬の堤防を突く君警を聞て起ち身役夫に先んして之れを指揮す遂に長四十間高九尺の堤塘を築くを得て其災を免かる一に君

の獎勵による君明治の初年より村會議長となり又濱松縣會議員となる后静岡縣會幹事に舉られ議員中嶄然として頭角を著はす明治十二年前米國大統領具氏の來遊に會し君及び和田丸尾等の數氏委員となり豆州三島町に亭筵を張る具氏撮影を君に贈りて紀念とす今現に奥山方廣寺に藏す君具氏を送りて函根に至り神奈川縣議長小西正蔭氏に邂逅す氏博學多才兼て書を能くするを以て遠近其名を知る君一見故人の如く意氣大に投合せりと云ふ明治十三年一月静岡縣の官吏となり全十四年七月更に静岡縣引佐鹿玉郡長に任せられ就任の後教育衛生勸業等苟も公利公益に關し民福の存する所總て舉らざるなく率先して道路を開鑿し橋梁を架設す全十六年一月三方ヶ原の道路を開

通ず就役者殆ど千有余人纔半日程にして全く其功を竣る君の獎誘其宜を得る一般を知るに足るへし奥山方廣寺今井東明師曾て君の赴任以來の新事業工費を積算し之れか功績を掲表す工費金七万六千八百十圓八十三錢四厘五毛にして橋敷三十五開鑿道路七十九所新築學校十二舍等なりと云ふ君の道路橋梁等の改修に熱心なるを証するに足らん君兩郡内の農事更に振興せざるを憂へ自ら率先して有志者に協り西遠農學社を組織す昨年に至りて入社する者殆ど壹千有余名六郡七十五村に亘り月次一回の集會をなし學理と實際とに就き農事改良の演説をなす等着々歩を進めて大に振興の徵ありと云ふ明治十九年八月非職となる當時政海の波瀾大に激動す後藤伯大同團結を唱道し

て天下靡然之に歸す君驟然起て之を賛し濱松人澤田鈴木の二氏と共に遠陽大同俱樂部を創設し各地に演説會を開ひて黨員を募集す全十一月に至りて入黨する者實に六百有余名に達す於此か結黨式を舉げ河野廣中稻垣示花香恭次郎氏等を聘して演説會を開く全時君撰はれて全俱樂部の常議員たり明治廿三年一月君感ずる所あつて遠陽大同俱樂部を脱し更に東京なる大同俱樂部に加盟し后ち愛國自由大同の三派合同成り自由黨起るに及て更に全黨に加盟し今尙ほ全黨中録々の聞へあり第一期衆議院議員選舉に當り君衆人の推す処となり第六區候補者に舉らる后ち幾もなく縣會議員補欠選舉に於て殆んど全点を以て豊田郡より撰出せられたり君人心を收攬するに於ては他人の

決して企及する所にあらず而て其の胸中豁然として隠避する所なきに於ては最も君の名望を博する所なり君にして平素の老練と得意の技量とをして第二期撰舉場裏に振はしむ一大活面を開く知るべきなり

◎西有穆山師之傳

●平民僧 ●文政四年十月生 ●周智郡久野村 ●可睡齋住職 ●大教正

師諱は瑾英穆山と号す別に無爲庵と号し又有安と稱す青森縣下陸奥國三戸郡濱通港村に生る父を笹本長次郎と稱す師は其の二男なり稟性英敏氣節群にあらず父母甚だ鍾愛す年甫て九歳母に隨て八戸町眞宗願榮寺に於て地獄極樂の圖を見法談を聞て未來を恐れ無常を觀して發心せし



君郎三登淺渡



君一俊間江



君山穆有西



君郎次鏡梨島



君八浦水鈴

は正しく是の時なり年十三にして出家せんふとを乞ふ父母其の志の奪ふ可からざるを知て遂に之を許るす菩提所類家村長流寺金龍和尚に依て得度す實に天保四年六月廿一日あり翌年金龍和尚法光寺へ喬遷するに隨ふ其冬法光寺出張所八戸糠塚村光龍寺の看司を欠く當時其の任に充つべきの人なきを以て師年僅かに十四にして其任に充らる不幸にして受業師金龍和尚病に罹り全身萎痺言語不辨命危篤に迫る師因て観音堂に籠り斷食すると廿一日専ら金龍和尚の全快を祈る於是幾もなく金龍和尚の身體言語少く自由を得ると雖も病全癒せず遂に退休を決せり此時に當り師其の後住の弟子となるを厭ひ遁逃して國を出て江戸へ行き駒込吉祥寺の學寮に入て脩學す時に年十九



なり夙夜螢雪も宵ならず殆んど寢食を忘るゝに至る然れも貧にして學費を支ふる能はず日々行乞して僅々其の日の食料を償ふ爲めに時としては三冬單衣にして寒を凌ぐに及ぶ同郷の者見るに忍びずして之を牛込宗參寺曹隆和尚に語る曹隆和尚も同郷の人なるを以て大に師を愍み綿袍等を贈り尋て立職のとを勸む天保十三年年二十二にして罷參齋を設け翌年八月十日法を泰禪和尚に嗣く泰禪和尚の曹隆和尚の法子なり是れ全く曹隆和尚の浩恩に服するものなり既にして牛込鳳林寺に住し二十五歳にして轉衣し其夏加州大乘寺の大結制へ出會し佛關宗桓、篋舟、雲嶺等の諸老に參し尋て江戸へ歸り愚禪和尚に參し隨侍すると五年年廿九にして愚禪和尚を請して鳳林寺に於て初て

法輪を轉せり而して脩行未熟なるを慨嘆して遂に翌年の春鳳林寺の住職を辭し月潭老人に相州小田原海藏寺に參すると十二年許なり月潭老人稟性急激にして博覽剛直衆に接する辛棘にして苟も假借する所なく常住尤も枯淡なり故に遠く來參する者と雖も二夏を経るもの殆んど少し然るに師一人毫も屈する色なく苦學勞役更に閑日なし人皆な之を憐れむ月潭老人寂後師を以て遺書の初筆となすもの蓋し此の故乎其の間豆州培苗和尚に參し又奕堂禪師に上州龍海院に參すると二夏なり年三十八にして所謂西國三十三所の靈場を順拜し其靈場の土を持來りて三分どなし一分は本師の墓所に投じ一分は考妣の墳墓に埋め一分は授業師住職の地八戸法光寺の三十三所觀音請の地

に納む而して其冬相州英潮院の請に應して住山す四十二歳にして宗參寺へ轉住し始て月潭老人の膝下を去る四十五歳の春本師泰禪和尚の三回忌に正當するを以て月潭老人を請して戒會を脩行す其戒弟となる者大約千人に下らず徳川天章院殿及び實成院殿等亦入戒す當時此盛會を稱して江府未曾有と云ふ既にして天下沸然討幕の議起り異論百出人心動搖法運幾んど地に落んとす師大に此に慨あり乃ち群書を繕閱し燭を以て晷に踵ぎ時機を徹見して竟に護法用心集、山陰閑話、彈僧侶妻帶論二篇、寶慶記辨々二篇、正法眼藏講筵備忘一卷、學道用心集拾解一卷、其他詩偈法語論說等の數書を著述す明治四年六月廿四日岩鼻縣に於て上州桐生鳳仙寺住職たるべき旨を受け其七月五十一歳に

して鳳仙寺へ轉住す五年三月書を以て能本山より上京を命せらる其狀に曰く「肅九拜上書稍薄暑相催候処恭惟金猊下益舉措萬福應化無邊之條雲外奉遠賀候二に野褻依前碌々乍恐御省慮奉希候今般大藏省戸籍寮より御召に付參府然る処去る廿四日兩本山懇和盡未來際并詳一宗の制度都盧兩山連印章にて取扱自今決して訴奏等一切不致の盟文取結只管公平に可致之旨御書下に相成り難有奉體仕候然處從教部省宗門中碩學德望事理兼通のもの一兩名召連れ四月十日迄に同省へ可罷出之旨被申渡尊座下乍御苦勞早々尊來宗門興隆之盡力偏に奉希候委細役局より可申上光臨之上般々面晤臨書氷淵頓首敬白、申三月廿七日奕堂九拜、鳳仙尊堂大和尚、二白教部省御召の儀は諸宗門一同之趣平

田門人福羽氏より夫々尋問の由内風聞承候再敬師書を以て之を固辞す然るに再命して上京を需む其の狀に曰く「教部省より御召の儀に付光臨被下度願上候処芳翰を以て御辞退の由被仰越甚困惑罷在候何分祖風回復在此時且又拜眉之上般々御示談申上度儀も有之遠路光駕御苦勞には候得共戒會相濟次第尊來幾重にも奉希候近日溽暑自玉專一萬々面晤と申留候頓九敬白。壬申孟夏初六、奕堂九拜、鳳仙尊堂大和尚」於是乎止むを得ず東京に来る則ち四月廿日なり此時撰拔せられて本山代理となる時に天下騒然還た佛教を顧る者なきに至る師獨り宗規を唱て時流の酣睡を攪起し以て法海の針路を示す同年六月教部省に於て中講義に補せられ尋て又同年九月大講義に補せらる當時大教院の

諸師世上の風潮に漂ひ歸着する所なし師憤然獨歩大に此の弊を改む同年十月兩本山より一宗内能試験者の大任を蒙むる(宗内二人撰出、林玄齡師と)事に此に従ふと期月大に祖規を裨補す六年一月十二日大教院に於て議事申付らる(禪三派より一人撰出)即日議場に臨む此の時滿場の議事員時弊に心酔し白毫の光恩を失却し各宗各派を問はず凡て法服を廢し平素俗服を用ゆるの議盛に興る然るに一人の未だ此の議に抗せざるのみならず却て皆之に左袒す師以爲く吾が佛法の興廢實に此一舉に在りと憤然其議を排し遂に破佛法の魔黨を辨誅し法王の禮節をして再び之を既亡に救ふ同年三月大學八大區末派寺院説諭教法調査巡國申付らる兼て宗務取組一切委任せらる師乃ち諸國を周

遊ず此時奥羽地方外教旺んにして破佛家漸々多し二三の  
 巡教師皆敗を取り敵勢をして愈猖狂ならしむ然るに師獨  
 り虎穴に窺入し嚴として佛祖の法服を服し凜として氣鋒  
 を屈せず惰人を韃ち痴者を論し茲に大に佛教徒の信向を  
 確定せしめたりと云ふ同年同月七宗管長連署を以て各宗  
 調査の大任を依頼せらる同年四月權少教正に補せられ同  
 月七大學區巡教越本山代理被申付同年九月七大學區并北  
 海道巡回説教申付らる時に年五十三北海道巡教中詩あり  
 其一に曰く『全身何厭委泥沙八十餘州即我家到處花開春万  
 里皇風遠及北天涯』七年三月二日椽木縣内各宗教道取締被  
 申付同月又少教正に進む尋て開拓使より北海道教導受持  
 を命せらる又永平管長より七大學區内巡教中眞俗を教化

し政治を裨補するの功績を賞し賞典となし金二拾圓を下  
 賜せられ同年五月宮城水澤岩手青森四縣下一宗學校の擔  
 當申付らる此時已に陸奥國三戸郡法光寺村法光寺の請を  
 蒙り同年九月五十四歳にして全寺住職となる居る未だ數  
 日ならずして諸宗管長より第八大學區内巡教の命を受け  
 兼て各宗一同驗査等の儀を依頼せらる師乃ち地方を巡教  
 し大に時弊を救正す八年四月三十日宗内限北海道巡教の  
 命を受く此の時に當て北海道未だ教法の何物たるを知ら  
 ず其俗尤も野陋にして官吏亦た佛教の侵潤を惡む師其の  
 任重くして且つ其行の難きを知る故に非常の激志を起し  
 芒々無教の地に投じ一身を以て法の爲めに犠牲となし日  
 夜精を勞して説教講法議論建築等に從事し須臾も間斷あ

るとなし甚しきに至ては晝夜説教七八席に及び漸次順路を訓化し程を兼て札幌に至り使廳の大判官松本十郎氏に會す氏人と爲り豪邁力を開拓に用也然れども佛教を好まず神教を以て北海に布んとす故に北海の布教に力を盡すもの皆茲に到て屈し去る師以爲らく機失ふべからず此の時に當て此の地を開かずんは將た何れの日を待たんと厲志氏に説くに開地の目的は只だ人民を繁殖し炊煙をして稠密ならしむるにあり後日の大成を期するもの何ろ彼此の陋見を用ん且つ開拓の目的を達せんと欲せば宗教を布くの外良策なし若し此の地に寺觀を結構せしめば人民自ら止らんと氏此の言を是とし宜く寺觀創設の願書を出すべしと師即ち之れが允許を得て寺觀を創設す後十四年に

至りて擔當人小松萬宗官准を得て永平管長を開祖となし尋て宗局へ願ひ師を以て其の開基となす是れ實に北海道札幌に佛宇ある嚆矢なり示來諸宗共に允許を得て堂宇を創設するもの十餘寺に及ぶ同年四月青森縣下宗内取締申付られ即日法光寺へ常恒會を許さる是れ全く師の力なり同年六月中教正に進む同年九月本校へ資本助成として金五拾圓を授し兩管長より賞詞を賜はる同年十一月本山大會議を起す因て議員として上京し會長補助申付らる管長は永平管長時年五十四なり九年七月鸞輿北巡の幸あり因て同月十六日天機御伺として青森行在所へ參候す十年四月示來一周年間本校教師たるを申付らる同年五月狀を以て遠州周智郡久野村可睡齋の請を得同七月九日内務

省より可睡齋住職申付らる是に於て與を辭し遠に來る時に五十七歳なり十一年一月生徒一同の申立に依て再び明治十二年三月迄即ち一周年間本校教師たると申付らる同年九月越本山二代尊大遠忌に付戒會中教授師となる然れども事止むを得ざるの情ありて命を果さす同年十一月二日聖駕御巡幸の際掛川行在所に於て天機を伺候す十二年三月静岡縣第二號所轄内教導取締被申付同年十月二十日より三十日迄權現堂上棟式を脩行し頗る盛大なり十三年九月能本山晋山式に會す其の十五日同山開山忌に於て上堂す十四年一月敲唱會なる者の設立を謀り天下同門の有志を募り大に品行の釐正を脩せんとす同年九月本山大會議に際し議員として上京し議長の投撰に當る然れど師病

後の故を以て其の任を辭す時に敲唱會の旨趣を認め之を宗局に上願し允許せらる而して又萬松校ある者を設立して後進養成の道を開く本山其の篤志を賞し賞詞一篇を賜ふ尋て同月時旨を以て可睡齋へ准直末の免牘を下賜す又永平寺環溪禪師より宗祖承陽大師の靈骨三顆を賜ふ師即ち其二顆を開山所光龍寺へ送り一顆を可睡齋へ殘す蓋し是れ師か多年宗教の功績を顯はせしに報するものなりと云ふ十五年七月岩手青森二縣下護法會勸募說諭使申付られ奥羽を巡回して其の十二月山に歸る十四年越本山より高祖の靈骨三顆を賜はる師之を光龍寺へ護送す而るに法光寺并に末山檀室等の願に依て法光寺へ納む是れ實に未曾有の下賜なりと雖も平生師の深く高祖を慕ひ唯り祖規

を既倒に回すの冥感なるべしと云ふ十六年二月静岡縣乙号總教會講長となり同年五月始て師が多年勞思せし萬松學校を開筵し學校の入校を許し稍や學程を進歩せしむ同年九月勸善會に金二拾五圓を授して其の善志を扶く同八月より自國を巡教し漸く十一月に至て畢る同年十一月權大教正に遷る時に法臘五十二年世齒六十有四齡なり十七年六月明道協會より師を延て大導師となさんと請ふ然れども當時閑なきを以て之を辞す十八年春以來師辭職の志あり既に大本山へ願書を差出すと雖も未だ後董を定めざるを以て却下せらる然れども後董適任を得難く又信徒講中の意も計りかたき者あるを以て門葉檀家連名の書を以て強ひて師の退跋を留む十九年一月東京本宗局の命に依

り上京し全年二月大本山西堂に任せらる次て黃緋直綴披を着を允許せられ而て生涯俸給を賜り遷化にあらざれば後職を任せず往來の時は全國末派に於て特別の待遇を爲し又全國末派の僧侶叢林行脚證明狀に關し時と處とに拘らす不審と見認る分は直ちに之を點檢可否するの特權を有すべき旨を全國末派へ布達せらる師の光榮爰に於て極まれりと云べし同年二月門葉檀家大洞院代理海藏寺等凡て連署を以て師の功勞を大本山に具狀す依て大本山惣持寺より師に下附するに可應齋中興免牘を以てす二十一年四月より十月に至り丹波丹後但馬因幡伯耆出雲を巡教し神戸大坂に於て説教并に心經を講す二十二年五月より十一月に至り岩手青森兩縣下巡教戒會説教を勤む尋て袋井町

より可匪齋へ到る新道を開く長十四丁幅二間なり大に交通の便利を生ず而て師が化導以來明治廿二年に至り戒師の請を受くると實に入拾五度戒弟大凡二万三千有余名なり其外結制安居助化の請を受くると數十箇所接衆數千人而て其中宗内に於て嶄然頭角を露す者十名に下らず而て法華、維摩、圓覺、楞嚴、楞伽の諸經并に宗祖の正法眼藏、廣錄、大清規其の外碧巖、從容錄、三同契、寶鏡三昧等の諸錄は師が其の接衆中好て講說せし所なりと云ふ又師に從て居士号を得し者二十六名あり就中田島任天、阿部槐陰、小幡鐵心、錦織剛清、望月皎月、橘見性、土岐不一の諸氏は其の録々たる者なり又剃度の弟子大凡二拾餘名嗣法の徒拾貳名あり即ち羽菴、德淳、西來、泰實、惠燈、保壽、惠光、隆綱、文洞、昇光、惠觀、未逢の諸

氏なり此の中沒故或は晦跡の者ありて現在八名を存せり師は又先きに能州大本山總持寺青森縣八戸町長流寺并に大學林へ回向料若干金を納め及び青森縣八戸町光龍寺へ觀音尊像三十三體并に銅佛地藏尊像物長五尺六寸五分の一體を納む皆是れ師が父母の高思に報るの志に出るものなりと云ふ師今や世壽七十歳にして法身益堅固に専ら布教に従事し名聲赫々僧林に雄飛す嗚呼師の如きは眞に金翅の滄海を劈き直ちに龍を取て呑む者と謂ふべき歟師が現今に至る迄住職開基及び開山たりし諸寺ハ左の如し東  
京牛込辨財天町鳳林寺十五世、相川足柄下郡吉濱村英潮院  
十七世、東京牛込辨財天町宗參寺廿四世、上州山田郡上久方  
村鳳仙寺廿五世、陸奥州三戸郡法光寺村法光寺三十世、遠州



周智郡久野村可睡齋四十七世、駿州駿東郡中土狩村如來寺二世、北海道札幌南一條中央寺開基、陸奥州三戸郡糠村光龍寺開山、遠州周智郡山科村成道寺開山

### ◎原科彦次郎君之傳

●平民農●安政四年七月生●  
有渡郡大里村高松●改進主義

君は原科彦左衛門氏の弟幼にして聰敏群兒と全しからず家庭の教育を終りて幕臣白石信敬氏に就き漢學を脩め傍ら武技を講ず明治十一年九月宗家の財を分つて全村に家す爾來農業に従事し専ら家政を理し心を農業及漁業の改良に用ゑ幾もなくして君の名聲近郷に噪く全十三年撰はれて高松村々會議員に全十七年再び全村會議員に大谷村

職合會議員に當撰す全年九月大谷村組衛生委員となる全年十一月有渡安倍兩郡三百十六ヶ町宿村聯合會全十九年有渡郡南安東村外六ヶ村聯合村會等の議員となり全年一月全聯合用水々利委員となり全年五月大谷村外九ヶ村聯合會全年八月有渡安倍兩郡聯合町村會議員に當撰す全年十一月有渡濱尋常小學校雜務係となり全二十年三月安倍川水防負擔聯合町村會議員となり全年六月大谷村外九ヶ村の用係となり全廿一年七月町村制施行準備委員に全廿二年一月地押調査事務勉勵の賞として縣廳より金二圓下賜全年三月大里村用係となり同六月之を辭す全年三月大里村々會議員となり全年五月有渡安倍兩郡徵兵參事員に當撰し全六月安倍川水利土工會議員に全七月大里村々會

議員に當撰す故あつて之を辞し全年十二月再撰せられ今尙其職にあり君性活潑豪毅事に當つて倦まず有渡南部地方の人物あり本年縣會議員補欠撰舉の際に當り其得点數二百五十九票に達す君の近郷に名望ある知るへきなり君未だ政黨政社に加入せずと雖も常に改進黨の主義を慕ひ多く全黨の名士に交り他日大に成す所あらんとすと云ふ

●山口活平君之傳

●平民農●弘化四年十二月  
生●君澤郡修善寺村修善寺

君天資温厚自ら長者の風あり夙に勸業教育の熱心家を以て聞也幼にして穎悟好んで書を讀み父に仕へて孝年稍く長するに迨て節を守り儉を尙び私利を顧みずして公益を

圖る宜なり君衆人の推す所となり村政上常に樞要の位置にありと明治四年君卒先有志に議り島津某を聘して學校を起し隣里に先んじて里童教育の途を開く全五年所有の山林二町歩を茶園に拓き示后培養宜しきを得全廿一年に至り之を君澤田方兩郡共進會に出品し優等賞を受くと全六年學制の公布に會し君小學芝山校設立學資金募集に校舍建築に大に力を盡す全十年桂谷貯蓄會社なるものを設立し君之れが社長となり衆民を諭して米五十石金七十余圓を貯藏す君曾て收牛事業を興さんと欲して有志と議るに際し恰も好し本村共有山は地籍恰當にして氣候尤も適切なれば茲に收場を設け牛馬を放牧して飼養を試みたり實に明治十四年四月なり示來漸々巨額の金圓を投し將さ

に盛大ならんとす適ま牛疫の流行するに際し不幸にも其の傳染に罹り十數頭の洋牛一朝に斃死したるも君意に介せず轉た回復の策を講じ規約を改良し方案を一變し着々歩を進め其功空しからず現今稍や挽回の域に至り積年の愁眉を開き將來益々隆盛に至らんとすと全十五年世上一般の變遷に因り諸業振はず米價漸く騰貴し金融日に必迫細民益々困弊を極め將に云ふべからざるの慘狀を呈せんとす此の時に方り君悵然謂らく嗚呼世運茲に至る今にして之れが救済の策を講せざらんか他日斯の民を如何せん之れ尤も目下の急務當さに措くべからざるなりと日夜考案を尽くして遂に二三の有志に議り茲に勉強會なるものを組織し君之れが會長たり抑も該會の旨趣たるや濟世上

産業財政の基礎を確立し就中勸業教育衛生及び農事の改良等を實踐するを以て目的とし各自節儉を守り勉強を旨とし苟も余裕あれば直ちに之を蓄積し共心同力以て救済に供するに在りと初め君の此の舉を唱ふるや入會するもの僅々數人に過ぎざるも自ら信するの厚き堅く把て動かす一意全力を斯の道に尽し孜々同志を募り汲々拯民の術を圖る茲に於てか衆皆君の精神を感じ相牽き相携へて此の舉を賛し幾許もあくして入會するもの二百余名に至る其蓄積する處金額三百余圓米穀百石余に達し今尙ほ依然として繼續すと是れ蓋し地方有志家の一致結合の力に依ると雖も抑も亦君が多年辛苦を嘗め艱難を甘じ碎身粉骨して盡力するにあらざれば安んぞ克く今日の好結果を見

るを得んや宜なる哉。癸巳に明治廿二年勉強會第一回終期の典を擧ぐるに際し會員一同より君に送るに頌徳書を以てす。君義の爲めに財を投ずると前後數回就中明治四年芝山學校新築に金壹百を全十四年十二月全校へ資金百五圓五十錢を寄附し其賞銀杯一個を受け全十七年九月惡疫流行の際罹災人民に救助米五斗三升を出し其賞を受けし如きは其最も人の能く知る處なり。又君か職を公共事務に奉する其の梗概を略叙すれば明治四年村立學校幹事に全六年小學事務官に全九年四月教導職試補に全年第八大區六小區副區長に全年五月地租改正掛りに全年七月第八大區六九小區二十二ヶ村戸長に全十年五月第八大區副區長に全年六月第八大區六九小區内學區醫務取締兼務に全十一

年縣會章程第七章撰舉法に因り第八大區會議員に全十二年四月君澤田方郡學區取締に全年七月君澤郡修繕寺村戸長に全十九年六月君澤郡修善寺村組内茶業組合委員に全年十月君澤田方郡町村聯合會議員に全年十一月中輔教に全廿二年四月君澤田方郡勸業委員に全年八月權大輔教に其の他下田往還馬車道開鑿負擔村會議員、修善寺村々會議員等數ふるに違なし。君職に在る清廉潔白にして人民に接する懇篤故に部内の人望頻りに君の身邊に萃る亦故なきにあらざるなり。

◎渡邊登三郎君之傳

●平民農●安政元年八月生●富士郡白糸村

君常に自ら謂て曰く予は智者にあらず學者にあらず又勸業家と云ふべき者にもあらざれば教育家と呼ばるべき者にもあらず然れども若し予を以て才子なり交際家なりと云ふ者あらば予は甘じて之を受けんと然れども吾人を以て見れば君は後者よりも寧ろ前者を信ぜんとす啻に是れのみならず尙ほ吾人をして君は有爲の人なり忍耐力ある人なり人望家なり博識家なりと言ふとを得せしめよ君が平生資を傾けて大家名士と交際するは皆人の知る所なり富士製紙會社設立の爲め十數年拮据經營せしハ皆人の知る所なり富士郡特有産物たる三椏の繁殖を圖る

ため天子ヶ岳の拂下を受け大に三椏を栽培し及び椎茸山葵等の繁殖を計りしも皆人の知る所なり上野村上條より白糸村へ通ずる彼の芝川橋は年々洪水の押流す所とあり公私の不便少からざるを嘆し君巨金を揮て牢固抜くべからざる橋を架せしが如きも亦皆な人の知る所なり君幼にして父母を失ひ爾來祖父母に鞠育せらる祖父母老たるを以て母妹に養子を迎へて家統を相續し君分家して其戸主となる于時明治五年八月なり七年八月君始て第二大區五小區狩宿村外五ヶ村戸長准等外二等に叙せられ爾來高根學舎幹事試補となり第二大區五小區廿六ヶ村戸長となり全區内學校幹事兼務となり猶ほ全區地租改正掛擔當心得を兼務し第二大區會特撰議員幹事となり富士郡原村半野

村戸長となり全郡五組合貳拾六ヶ村總代及學區取締を兼務し尋て其の本官及兼務を辞し後富士郡御用係となり幾もなく之を辞して専ら製紙業の擴張に従事せしむ時機至らずして中止し次て富士郡農事會員となり静岡縣第四勸業區勸業委員となり日蓮宗興門派大本山大石寺壇中總代となり富士駿東兩郡聯合會議員となり富士郡會幹事兼常置委員となり保全病院係となり富士郡繭茶紙共進會五組合出品係及び其の審査係となり大本山大石寺全國壇信徒會議員及其の講頭となり富士郡上井出村組戸長准十三等となり富士郡第三十第三十一第三十二學區學務委員となり檢疫委員兼務となり准判任官八等に進み轉じて富士郡傳法村外九ヶ村戸長兼浦役人となり次て之を辞し再び富

士製紙會社發起人となり地方事務を担当し幾もなく該會社六等役員となり而て又富士郡原村々會議員となり全郡上井出村外九ヶ村聯合會議員となり尋て此の兩議員を辞し製紙會社山林部長を兼ね轉じて其調度部長となり數月にして同會社を辞す追て同會社より創立の功勞不少に付六等役員取扱を以て勤務隨意併て毎月金十圓給與の旨を受く其後富士郡農商會特別會員となり全郡白糸村衆議院議員選舉立會人に指定され及び第二區撰舉場立會人となり縣會議員選舉會立會人となり静岡縣議員となり再び富士郡徵兵參事員となりたる等は明治七年より廿四年に至る君が公務任免の叙歴なり其他公共の事業に盡力及義捐金したるが爲に賞狀賞金賞杯及慰勞手當等を得たると一

々枚擧するに違あらざるなり而て廿三年十二月には富士製紙會社より金九拾圓を贈與され併せて自今毎月金貳拾圓給與勤務隨意の命を受く是れ君が全年七月以來富士製紙會社と地方との紛議に關して同社の爲に大に盡力したるが故なりと云ふ眞に君の如きは地方に一日も欠くべからざる有爲の志士と謂ふべきなり

### ◎江間俊一君之傳

●平民代言人●文久元年  
五月生●東京下谷練堀町

君字は叔成逸靜と号す遠江見付の人なり父は山本某と云ふ安政年間より明治十年迄宿役人又は戸長となる一郷皆な重を置く君實に其三子なり人と爲り卓犖不羈苟も望む

所あれば達せずんば止まず事に處する果敢百折撓まず頗ふる剛強の風あり而して一方より視れば宛も閑雅柔美一個の風流公子の如し幼にして歌舞吹彈の技に耽けり敢て文學に親まず父大に之れを憂へ君に教ゆるに文學を以てせんとす曰く日進文明の時に生れ學業を修めざる實に無用の人なりと訓誡頗る嚴峻なり然れども君恬然とし之れを省さるものゝ如し年十四五已に父母の家を逐はる君敢て意となさず却て放逸を樂む即ち去て濱松豊橋等の教坊に出入し攀柳折花一身の榮譽を擧げて紅樓翠殿の裏に投し遊冶三昧に沈む時人君を目して遊冶郎となすに至れり年十八偶々福澤氏著す所の學問の勸を讀み翻然として大に悟る所あり初めて志を文學に注ぎ將に笈を東京に擔は

んとす父及ひ仁兄等君の言を信せず是に於てか中泉町の明十學館に入り太田有終先生の教を受く是れ實に明治十年の秋なりと云ふ君吹彈歌舞の技に於て一も其奥を究めざるなしと雖も文學に至りては一丁字を解するなし人皆其の成業を危ふむ頻りに君に説ひて遊藝以て身を立つるを以てし之れに次くに嘲笑の意を以てす而れも君の志極めて鞏固にして亦た動すへからず且つ曰く歌舞素より嗜むとは之れを嗜めり然れども何ぞ之によりて口を糊せんとするか如き愚を學ばんや堂々たる丈夫一たび志を決す豈俄に渝ふべけんや然れども已に其の志を起す晚し唯た忍耐と勉強とにありと夙夜孜々として琅々の聲を絶たす后幾干ならずして他の等輩と左傳八家文等の輪講をなす

君天賦の能辨を揮ひ滔々として解き去り解き來る事理明晰遂に嶄然として頭角を現はし遂かに等輩を凌ぐ全十三年に至り明十學館の閉つるに會ふ教頭太田氏帷を東遠の驥北舎に移す氏君の才學を愛し携へて驥北舎に至らんとす君故あつて之を辭し更に山崎清權氏の門に入り經書詩文を學ぶ全十四年君自ら成終學舎を中泉町に創し土居珉州柴田清彦等の諸氏を聘し青年子弟を糾合して俱に漢英數の學を研究す全十六年君家を提て東京に移る成終舎の生徒及有志家相謀りて送別の宴を開く席上詩文の堆をなす土居氏七絶を賦して君を送る『饒舌演書夕與晨一窓主伴絶疎親柳絲千尺難成別欲送人還被送人』蓋し土居氏亦た故あり成終舎を辭せんとするの舉あり結句故に及ぶ君文學



に志てより専ら詩書を玩賞し傍ら彫蟲鉄筆の技を好む自  
から片石共語齋主人と号し頻りに風流の遊ひをなす此に  
於てか人君を目して又風流書生と稱す篆刻當時君か得意  
の長技たり清人某一見其技に服す其名字林滙報等に上る  
尋て君長崎の人成瀬石痴翁に從ひ十二刀法の秘訣を受け  
書二卷を著す片石共語齋印譜と云ふ當時君の篆刻は大に  
大家の賞する所となり直入雨谷小華鳴鶴等諸名流の清翫  
を受く頃者伊藤博文氏の囑により小田原別墅滄浪閣の扁  
額を彫鐫す現時書名噴々たる一六居士君の篆刻を賞して  
左の讚をなす『凡百伎藝雖精矣其人不高古何足尙哉江間逸  
靜遠州人、年少才敏、苟用心當世、則紫綬金章不難得也、而石田  
鎮耕恬退自甘、所謂高古其庶幾歟、昔人論印云、輕重有法中法、

屈伸有神外神、筆未到而意到、形未存而神存、神品也、宛轉得情  
趣、秘密無拘束、増減合六義、那讓有依顧、不加雕琢、妙品也、長短  
大小、中規矩方圓之制、繁簡去存、無懈散局束之失、正雅平生、能  
品也、今逸靜之伎兼此三品、而人品如斯、洵可尙也已、從四位勳  
五等巖谷修撰君の東京に移るや専ら風流名士と交り春花  
秋月を賞し時々名家と共に四方に漫遊し敢て心を世事に  
用ひず曾て一六先生と漫遊す先生職に太政官にあり將に  
君を薦めて官に就かしのめんとす君性官途にあつて利祿に  
汲々するを好まず故に之を辭す一友人あり頻りに薦達を  
求む博學多識を以て自ら任す之を顧るものなし其常に不  
平を訴ふ曰く世に伯樂なしと君竊かに之を笑ふ即ち紬本  
に大湖石を畫き之れを友人某に贈る其題跋に曰く『石之重

且固者、則其質也、亦君子成威至學之要、在於此哉、然世人棄而不顧之者多、愛翫者酷少焉、故奇而具風致者、概埋沒山壑之中、而不顯誠可嘆也矣、嗚呼噫嘻、石邪石邪、請安之、豈啻爾哉、士之處世亦然、昔孟子好辨明孔道而身老于行、荀子守正弘大論而身廢死于蘭陵、此二子絕倫優入聖域、而不遇於世何如也、今爾雖重而不濟於用、雖固而不適於世、埋山沒壑、則是分之宜也已、時人君を呼て風流書生となす亦た以ゑなきに非ざるなり、大詔一降立憲の事定まり社會の局面頓に一轉變し來り君の如き風流場中の一書生を喚起し奮て世局の大衝路に當らしめたり君慨然として風流思想を放擲し全十九年に至りて明治法律學校に入り佛法大博士慕氏伊法博士波氏及ひ熊野井上岡村等の諸博士に親炙し拮据勵精遂に政治法

律經濟の三科を研究し明治廿二年七月に至り其の全科を卒業す君實に優等の賞を得たり全校特に之を世に表彰す全校創立以來業を卒るもの千有余人而して試業優等に列する者僅かに六名あるのみ君實に其の一に居る全廿三年十月舉られて全校々友常議員とあり全校許多の校友中録々の令聞を有す全年十一月代言人免許を受け現に東京下谷練堀町舊細川侯の別邸に事務所を開き東京代言人組合に入る此に於てか君を目して法律家と稱するに至る嗚呼君の實歴大略此の如し君初めには無賴の遊冶兒を以て目せられ後一變して風流書生とあり再變して法律家と稱せらるゝに至る所謂普通一般の法律家と其の經歷を異にすると言ふも決して誇張の言に非るあり古諺に曰く苦中の

苦を嘗め尽くして應に人中の人となるべしと君の如き非  
か君今に至る迄政治上に懷抱する意見を吐かず又た著る  
しき運動をなさず而て君か平生に交通する所の者は多く  
政府部内にあり現に廿三年中は伊藤博文氏と共に各地を  
漫遊する等の事あり然れども君常に自由主義を執り大に  
民權の擴張を勉む君亦た他日政治上に對して大に運動す  
るの決心を有すと云ふ君尙ほ春秋に富み前途悠々將來大  
に望を属すへきものあり君の政治上の運動は將に遠から  
ずして社會に發表するに至るべし蓋し大書特筆すへき君  
の傳記は今より以後に多からんとを編者の信して疑はざ  
る所なり

◎渡邊隼雄君之傳

●平民神官●文政六年  
七月生●駿東郡須山村

君幼名を邦太郎と稱し渡邊隼人源眞父の長子なり天保十  
年首服を加へ求馬と稱し本名を千船と号す弘化二年正月  
皇學歌學研究の爲め笈を遠江に負ひ石川依平翁の門に入  
り専ら皇學を修む嘉永六年三月神祇官領長吉田氏君をし  
て富士山南口淺間神社の祝部職に居らしむ后通稱を隼人  
と改む明治三年八月更に今の名に改む全五年一月駿東郡  
第三小區十二ヶ村副戸長となり全九月職を解く全八年郷  
社淺間神社の祠掌となり全四月教導職權少講義に補せら  
れ全十年三月郷社淺間神社の祠官となり全十二年五月少  
講義に補せられ全年六月沼津神道支局長となり全十五年

四月に至り之を辞す全十二年淺間神社祠官を辞す全十八年五月大社教に入り權中講義に補せられ廿年六月に至り累進して權少教正に補せらる君深く皇學の世道人身に益あるを論し神道維一の道を講す今年三月齡已に六十七年九ヶ月に達す今君の國詩を得たり以て君の人となりを知るに足るべし

述懷

かもふふやかけたるふ世のたぐみと小

ほくせ婆つくるまゝのつきまゝ

披書述懷

ふみ見れ婆おもるぢたちぬ神の代り

天のうきをとし國のみせいら

◎鈴木浦八君之傳

●平民農●嘉永五年十二月  
生●豐山郡宮岡村加茂西

君資性温厚にして謙謹父を兵右衛門と稱し一郷の庄官たり君年九歳天龍川暴溢し堤塘を潰決して横流氾濫全村の耕地半は砂礫の場となる慘憺實に言ふへうらざるものあり君大に之を憂へ父母に従て荒地を開拓し舊狀に復するに勉る殆ど十年の久しきに及ふと云ふ此間僅々の暇を偷み全村の養福寺に至り専ら經書習字を學ぶ然れども農事專業の餘暇に修むるを以て纔かに農家普通の用に供するに足るのみ君不幸にして母を喪ひ后繼母の教養を受く君特に繼母に孝順を盡し勉めて一家の和合を計るに汲々た

り明治三年君年十九にして舉れて一村の組頭となり加茂西村名主附帯の役員に撰はれ中泉郡政役所に往復す初め君農事を専らにし甚た文字に親ます大に不便を感す茲に始めて教育の必要を感じ養福寺の住僧と諮り同志者廿餘名を鳩合して城東郡横須賀の儒士金子轍氏を聘し全四年八月私立郷學校を加茂西村に設立し自ら之を斡旋し傍ら漢籍を修む全六年四月學校設立に付区内世話係となり全五月加茂西村戸長となり全八年二月平松學校幹事を兼ね全九年中地租改正調査中收穫地價の査定を減額するの請願により天龍川東岸八拾ヶ村組合委員に挙げらる同十年二月更に十一大區二小區廿五ヶ村戸長兼學校幹事となる全十二年四月豊田郡加茂西外三ヶ村の戸長となり全十月

天龍川東岸八拾ヶ村組合及寺谷用水組合聯合村會を開くに際し發案委員となる全撰者四名あり然るに中途にして辞する者三名君獨り不撓の精神を挑發し此の一大難事をして恙なく議了決行せしむるに至る初め堤防及用水費の負擔は單に石高なりしを改め更に組合區域を改正する等無前の改良を來すに至る此の舉や委員中辞任者多きに拘はらず當任者に非る熊岡安平杉村七次郎兩氏大に君の業を資け此の大成を見るに至りしと云ふ全十三年二月學校資金を寄贈し木盃一個を賞賜せらる全十二月加茂東村の有志者平野吉平次茶商に失敗し大なる損害を受く遂に屠腹して死し后事を君に托す君其の遺書に従ひ勉勵拮据遂に家勢を挽回して中等以上の資産あるに至らしむ全十四

年職務勉勵を賞し金圓を下賜せらる全八月天龍川治水工事の擧らざるを憂へ身を以て之に當らんと欲し戸長及び兼務を辭す全十五年中君同志者と協り池田銀行を創す天龍川治水委員及其他の便益を計り人皆之れを嘉賞す全一月天龍川治水委員に擧らる全十六年十月縣會議員に當撰するも他に見る處あつて之を辭す全月豊田山名磐田三郡聯合町村會議員に當撰す全三月天龍川筋池田村に架橋す長四百廿五間なり君實に之か發起者となり有志者に説き大に賛助を得て其功を竣ると云ふ全十二月縣會議員に當撰す全十七年備荒貯蓄米の件及全三月通常縣會に於て君の建議に係り裁決せしもの多く縣下の人民を利益せしとありと云ふ全年縣會議員滿期復た再撰に會ふ全七月製茶

共進會を見付町に開く君之に出品して四等褒賞木杯一個を得たり全年七月豊田郡中の戸村戸長となる全十八年社山疏水事務擔當委員となり全五月寺谷用水事務擔當人に當撰す全年七月天龍川流域豊田山名敷知長上四郡貳百三十七ヶ村水利土工會議員に當撰す全廿年十一月見付高等小學校建築委員となる全廿一年一月縣會議員に當撰す然るに君用水疏水等の擔當事務ありて之れが改良設計に奔走するを以て之れを辭す全三月寺谷用水事務擔當長に全年全用水改良工事委員長に當撰す全廿二年二月町村制實施に際し村界區畫を改るに於て大に盡す所ありと云ふ君今は用水治水等の用を專にせず頻りに農事の改良を以て自から任ず躬自ら力耕して之を實際に徹し農書を繕て之

を學理に考へ或は子弟を集めて農事改良の益を説き或は有志家と共に四方に奔走して農談會を開き暇あれば四國九州等を歴遊して有志家を訪問して智識の交換を計り或は關東に東奥に足跡殆んど全國に遍きに至る君が今日に迄地方の爲め國家の爲めに盡したる所のもの實に編者の筆禿し腕萎るに至るも蓋し盡きざるへしと雖も其の天龍川の治水堤防工事及寺谷用水路等の如き實に君の半生を苦しめたる者と云へきなり又君の公共の爲め村會及び聯合町村會議員たるか如きは實に枚舉するに暇なし只君か故らに縣會議員の榮職を辭し區々たる町村會議員に就職するの点に於て君の地方的幸福を増進するの愈々厚きを証するに足るへし后ち君非常の憤發と絶大の英斷とを以

て村内有志家に謀り全田の畦畔を改良したるか如きは實に絶世の一大美事と云はざるへうらす宜なる哉第三回内國勸業博覽會は君を賞して褒狀を下賜するとを嗚呼君の如き天龍川頭皎々たる白月水紋の中に隣々たる者にすへきなり

第三回内國勸業博覽會褒狀

畦畔改良圖

静岡縣豊田郡富岡村鈴木浦八

外六十四名

地主及小作人協同一致して明治廿年中土地區畫改正の工を起し幾多の障碍を排して遂に能く其功を奏す頗る嘉すへし

○ 狀 褒

審査官連名

前記の薦告を領し茲に之を授與す

明治廿三年七月十一日

總裁

### ●高梨鎌次郎君之傳

●平民代官人●明治元年十月  
二月生●駿東郡沼津町条内

君は沼津町条内に住し代言人たり明治元年濱松に生る君の嚴君直吉君は賤業を以て目せられたるの理髮職にして今猶ほ業を濱松町の傳馬に營む君年甫めて六歳小野組火を失して全街殆んど焦土とある家固より貧困にして遽かに家屋を修築する能はず家あきと殆ど期年の久しきに及ぶ年八歳にして小學に入り十二歳にして全町書肆の丁稚となり商賈の事に従ふ主人其の機敏を愛す后ち鶴見信平

氏の紹介により静岡裁判所長中島錫胤氏の學僕となり幾もなくして其怒を買ひ郷里に歸る此時隣里郷黨皆君を目して密かに譏て曰く理髮者の子焉を能く爲んと后ち嚴君君に説くに其業を繼かしむるを以てす君憤慨措く能はず遂に父母に請ふに文學に衣食するを以てす父母亦君の志を嘉し明治十三年を以て同地の中學に入らしむ當時父母の給する處僅かに衣食に過ぎず然れども尙ほ廢學せんとすること數次なり一月の謝金僅々十五錢なるも之れを出すの餘裕なく校長秋山氏に乞ふて免除を仰くか如き一つ以て其貧困を知るべきなり君の中學にあるや碌々等輩に全しと雖も全十六年十月卒業試験に及第し五人中の第一位を占む濱松人士にして中學を卒業する者實に君を以て



嗚矢とす此時に當てや天下靡然として政熱に狂奔す君亦帝政黨に入り同地資産家の囑望する所とあり福地氏と共に一場の演説をなすに當りて名聲遽かに噴々たり皆曰く小ヒットありと后ち感ずる所あつて自由主義を奉ず爲めに罵詈訕笑の中に埋没せらるゝに至る君快々として樂ます中學を卒るや直ちに静岡の鈴木音高氏に投じ盛に東海曉鐘新報に寄書し柳狂々士の名文壇に噪く全十八年出京して中島元老院議員に倚らんとして成らす再ひ鈴木氏に投して私立文武館の英語講師に聘せられ後米國渡航を企て、失敗し滿腔遺恨散ずるに所なく熟ら生活上の春時を空費するを歎し全廿一年一月濱松治安裁判所の雇となる是れ君の生涯に於ける一大波瀾なり君勤勉能く職に適ひ

旁ら眼を書見に晒らす廳長高野孟矩氏君に與ふるに學資を以てす全五月に至り上京して英吉利法律學校原書法科に入り爾來螢雪の勞空しからす全廿一廿二兩年の二月七月の學期學年試験に於て前後四回常に最高點を得最優壹等賞を與へらる校長増島氏特に法律誌叢第壹卷及法律立案雛形を賞與す四百余名中至難物を以て目せられたる江木衷氏刑法の如き滿點を得たり之れ全校創立以來見ざる所の特例なりと云ふ全廿二年四月高野氏と隙を生じ學資の供給を絶つ然れども今日の交情は舊の如しと云ふ此時に當て君の究追實に名狀すへからざるものあり全九月代言試験を受く官報局長高橋健三氏君の境遇を憐み給するに學資を以てす未だ幾もならずして試験の成績發表せら

れ君實に五十一名中の第五位にあり濱松の人代言人とな  
る只獨り君あるのみ廿三年二月法學士高橋捨六氏の家に  
出張し代言事務を執り客臘沼津に轉住し専ら懇切を以て  
依頼者に接し名聲頓に東駿に揚る君容姿蒲柳の如しと雖  
ども心膽壯邁常に曰く正を踏で恐るゝ勿れとのショノンブ  
ライトの格言を守り又正直は最良の政策と云とを須臾も  
頭腦中より逸失せしめずと云ふ君の政治上の主義は自由  
主義なりと雖ども其の今日の如く青年有爲の人の狂奔以  
て一方に偏するを見て國家に大害ありとし信用なき者の  
國事に容喙するを憂ふ且つ維新以來大家名流に敗徳汚行  
あるも恬然として耻づる處なきを慨き道德の頽敗を挽回  
せんとに熱中し又代言人中に弊風あるを認め隱然其の改

革家を以て自から任ず熱心業務に従事す君年齒僅かに廿  
有三而して今日あるを致す固より君の慧眼時世を洞察の  
明に因ると雖ども抑も又君の父母が其衣を脱ぎ其食を減  
し君をして學に就かしめたるの結果に非るを知らんや君  
の如き實に代言人たるが故に名士と稱するに非ず門地な  
く名聲なき一賤工の子弟にして今日の地位を得る豈之を  
名士と稱せざるを得んや他日政治上に實際上に多く錯節  
磐根に遭遇して此の器を利せし蓋し我縣下の如き小池濁  
流に甘するの凡鱗常介に非るを知るなり

◎三橋四郎次君之傳

●平民●天保十三年  
四月生●城東郡丹野

君人と爲り沈毅大量あり十二三歳の頃にして其行爲既に  
 大人の如し學漢和を涉獵し旁ら俳句を能くす維新前父祖  
 の業を嗣き居村の里正となり大に治績あり明治初年頃よ  
 り君早くも茶園の開墾に従事し今や三拾町歩に及ぶと云  
 廿三年内國勸業博覽會へ其自製の綠茶を出品し有功三等  
 賞を受け且つ其品の御買上げとなる四年十一月濱松縣第  
 十五區戸長に任せられ戸籍編製に執掌し其功あり六年三  
 月職を免し第三大區十三小區長を拜命し學區取締を兼ね  
 七年八月之を辭し九年二月濱松縣第十三番中學區内學區  
 取締を申付られ尋て改撰により之を免せらる九年十一月



湯山半七郎君



三橋四郎次君



横田保君



土屋五末君



仁王藤八君

遠江全國地租改正後米價下落し人民非常に困難し遂に其筋に向ひ租米買上の請願をなすに當り君撰まれて其擔務出京委員となり熱心之れに従事し十年某月を以て全く其事務を終結す十一年九月率先して見付第百廿四國立銀行を創立し其頭取となり大に地方商農間金融の道を開き業務最も隆昌せり十五年六月同行を静岡第三十五國立銀行へ合併せしにより其職を解き更に取締役に撰まれ示后年々改撰毎に重任す全年十一月初て静岡縣々會議員に當撰し爾來改撰の度必ず其職に當る十三年六月静岡縣地方衛生會委員となり十四年三月縣會常置委員となり十七年七月退任し十八年三月庚午貯穀金に關する遠江全國及駿河國志太郡源助村外十五ヶ村聯合村會議員となり以來改撰

毎に當撰し廿二年七月町村制施行に際し解職となる廿年十月佐野城東二郡所得税調査委員に廿一年一月茶業組合静岡縣聯合會議員に當撰し其副議長に擧げらる同年二月茶業組合中央會議員となり本年四月本縣製茶直輸出會社取締に當撰し廿二年五月佐野城東郡徴兵參事會員に當撰し後再撰に當り尙ほ再任す君最も郷里の事業に銳意熱心し其道路を改修し用水溜池を築造し及び河川を脩理補繕するか如き皆人の知る所なり今や是等の事業に充る巨額の基本財産を備へ之れより生ずる利子を以て年々修治をなすに至れり其他君公共の事業に金員を投し及盡力したるか爲め賞杯を下賜せられたるか如きは一々茲に枚舉するに遑あらざるなり。

●仁王藤八君之傳

●平民商●嘉永二年十二月生●駿東郡沼津町川郭

仁王氏の先ハ紀州多家村に出つ始祖某沼津に來り大門町に住す后延享中一たひ駿東郡高田村に轉し安永七年復た沼津に歸住し始めて今の川郭に卜居す后四世を仁兵衛君と云ふ勵精刻苦家道頓に豊實す其子藤八君箕裘を紹き家道日に隆盛に赴く藩主水野家の用達となる戊辰の年徳川氏の封を移すに當り又た陸軍用達の命を領す勉勵能く公に奉し最も其職に適ふ屢ハ賞賜あり實に今の藤八君の義父あり初め水野家の封地同國志太郡にあり藩士鈴木某之れか宰たり嘗て藤八君と好し是に於て全郡小川村の豪農

片岡総八郎氏と協り其弟戸作君を養て以て仁王家の嗣子とす即ち今の藤八君あり君初の名は幸作后戸作と改む片岡戸助君の第三子なり明治四年仁王家を襲ぎ全十年に至り家政を統理し更に今の名に改む君人となり深沈寡言事に臨て能く斷す特に慈善の風采遠近に振ふ家世々富豪を以て聞ゆ然れども君の父祖の遺業を繼承せし以來仁王氏の名益す顯はる屢ば學校幹事學務委員副戸長等に撰任せられ又町村會の設置ありてより以來毎に上土町會の議長たり今猶ほ現に沼津町會議員全町區會議員駿東郡聯合町村會議員全部所得稅調查委員等に撰任せられて其職にあり君性義に勇み施與を好む故に學校に金員を寄贈し其他道路橋梁貧民救助等の慈善の爲めに金穀を義捐する枚舉

に違わらず是を以て官銀盃を賜ふと一木杯を賜ふこと八回にして賞狀褒詞を受くる數ふる小暇なし家世々醬油を醸造し旁ら所有の船舶をして常に伊豆各港及び東京横濱等に遠航せしめ頻りに商業に従事す曾て和田傳太郎氏等と謀り沼津通信社なる金員貸付會社を起し近頃沼津銀行と改稱し益す業務の擴張を計り又た廣く田園を所有し現に本郡の大地主たりと又以て君か有爲有力なる偉人なるを知るべきなり

●柏原學而君之傳

●士族醫●天保三年四月生●靜岡市紺屋町住

君諱ハ季章字は子成屋山と號す讚州屋島に生る家世々醫を業とす父謙好君に及て擢て高松候の侍醫となる君幼にして穎悟一落舉て目を屬す深く經史を修め兼て諸子百家に涉獵す醫を同藩の醫員千楚默庵先生に學び長するに及て笈を負ふて浪花に遊び緒方洪庵先生の門に入り潛心蘭學を研究し夙に出藍の名あり尋て幕府醫學校を東京に興すに及て洪庵先生を召して之れか教頭たらしむ依て君亦先生に従て江戸に遊び後石川櫻所先生の門に入て醫術を研究す徳川慶喜公禁裏守護職總裁の任を奉して京師に祇役するに方り君召されて侍醫に拜せらる公宗室を繼ぐに

及ひ擢て幕府奥詰醫師に任せらる徳川氏封を此地に移すに及て君又老公に従て静岡に來る後藩主病院を興すに及て君を以て二等醫師となす病院廢絶の後ち業を静岡市紺屋町に開く君資性沈毅にして丰姿閑雅頗る君子の風あり尤も刀圭の術に秀て加ふるに人に接する深切丁寧なるを以て病客日に堂に滿つる耳ならず門外常に長者の車を見さるとなし彼の世に行はるゝ所の格知蒙求、地學訓蒙、魯氏化學新説、耳科提綱、病者須知、牛病新著及び羊病病著の諸書は皆君か業務の餘暇に筆を執りしものなりと云ふ

編者曰く君學問該博人物高尚最も世故に長し最も名譽ある大醫あり若し其詳傳を叙し來らば恐くは一冊子をなすものあらん然れども君之を告ぐるとを肯せず故に

己むを得ず其梗概を誌するのみ

●横田保君之傳

●平民農●天保三年八月  
生●長上郡小野田村内野

附 故人柏園翁之傳

君七歳にして父を失ひ十一歳にして母に別れ祖父柏園翁の哺養する所となる君幼より文武の道を好み十四歳にして後藤松陰翁の門に遊び既に出藍の譽あり祖父没后家に歸り箕裘の業を續く爾后郷里の爲め百事の任に當り或は教育を奨勵し或ハ山路を開きて道路を作る等百方之を勤む又政府國庫金取扱所を濱松に設くるや官君を召して其取扱の任に當らしむ君其職に在り事務整理大に功を奏す

曾て國立銀行條例の發布あるや君其の必要を察し氣賀平十郎井上延陵小林年保の諸氏と相提携して始て濱松に廿八國立銀行を設立す先是徳川幕府政を失し將に王政維新の端緒を開かんとするや彼の勤王佐幕の論天下に沸起し人心動搖歸着する所を知らず當時長上郡内野の領主近藤氏江戸に在りて又其の去就に苦む時に幕府近藤氏をして引佐郡氣賀關門を守らしむ王師の先鋒木梨精一郎海江田猛の二氏濱松に至り近藤氏の去就を問ふ諸士の意見區々にして咄嗟の間に變ずるを得ず此時に當り君謂らく今日にして勤王の大義に據るに非んば將た何の策かあらん是國家に對するの義務なりと衆未だ決せず君即ち意を決し京に上り領主に説くに勤王の説を以てす領主即ち君の説



を容る君因て領主を推して總督有栖川宮に謁せんと欲し江都を出發し先づ函根に至る桐野利秋等一行の厄する所となり遂に領主を小田原に遣り君獨り抑留され沼津の客窓に呻吟する數日なり桐野等の糾問を受くるや君口氣明晰語るに勤王大義の在る所を以てし桐野等の疑を解き小田原に歸り再ひ領主を伴ふて岡部驛に來り林某に就て來由を陳へ漸く總督宮に謁するを得君領主を紹介し且つ勤王の爲め死生を誓ふを以てす總督宮遂に君の請を容れ領主をして大義を誤らざらしむるに至る是れ實に君か力なりと言ふへし維新の乱漸く平定し百事其の緒に就くや幕府貫屬の士遠州に來り農工商各其の業に就くも失敗して口糊の資に苦む者あるに至る君之れを憂ひ巨金を投して

勸業場を設け其の婦女子をして製糸紡織の業を執らしめ以て生産の道を得せしめたり君又夙に教育の忽諸に付すへうらさるを知り深く斯道に力を盡さんと欲し明治三年文部省に建議して自村に郷學校を設立せんとを以てす官大に君の美譽を稱し其請を容る君即ち間宮某を校長に招聘し始て自村に郷校を開き大に青年子弟教育の道を盛にす時の縣令林厚德氏深く君か舉を賞し一角杯に左の一首の和歌を添へて賜へる『泥にそまぬ蓮の花よりも君の心のかくはしきかな』其他君か教育に盡力したる事蹟は枚舉に遑あらずと雖ども其の學資金として屢々巨財を義捐し爲めに其實杯を受けたるのみにて三ッ組銀盃一組銀盃三個三ッ組木杯一組及木杯一個を有すと云ふ以て君が教育

上に尽したる効勞の許多なるを知るべし是れより君輿望の集る所となり或は區長となり或は學區取締となり其他公共の事務に従ひしと少からず君嘗に力を教育に盡すのみならず資力のある處又深く勸業の事に熱心し明治六年濱松縣令林厚德氏と共に管内學校を巡視せらるゝや三方原に至り其茫漠たる郊原空しく草木の埋むる所となるを見令公に説くに開墾の事を以てす公大に之れを嘉納す然るに君當時百事身に輻輳し獨り之れに従事する能はざるを以て之れを氣賀林氏及金原明善氏に謀る氣賀氏之れを賛し共に巨万の資を抛ち開墾に従事す然れども君は事務多端にして之れに向て力を専らにする能はざるが故に百事を舉げて氣賀氏に委し遂に一大原野を拓き大に茶樹を

培植す今の百里園是れなり幾もなく氣賀氏物故し百里園漸く荒蕪に属す官之れを憂ひ君に命して之れが恢復を計らしむ君乃ち一切の事務を捨て奮然起て之れに従事し拮据經營大に其功を奏す今や君が所有に歸する所の茶園實に百廿余町歩にして是より年々製出する所の紅茶綠茶烏龍茶等其品質の佳良なる既に世人の賞美する所なり而て今や縣下國産の一部を爲し益々盛大に赴くと云ふ君諱は實久字は邦直又茶村と号し俳名を挹翠菴延年と稱す幼名は啓治と云ひ家を續くに及て保兵衛と稱し后單に保と改む資性温厚閑雅にして園藝俳諧抹茶插花を好み各其長を極め又詩を善くす曾て君の令息秋巒君の編纂せられたる君の詩鈔中より其の一二を抄録して左に掲ぐ以て君が氣

慨のある所を窺ふに足らん

丁卯至江戸途中作

破衫瘦馬又天涯、許國丹心說向誰、淒雨寒烟函嶺路、滿胸  
懣慨莫人知

百里園題壁和兒秋巒韻

雨讀晴耕自別寰、人生蜀道路何難、當年豪氣歸飄蕩、夢裡  
韶光屬等閑、簾捲白雲青嶂外、榻移煙柳露花間、茶園百里  
風光好、此是我家小假山

君齡既に六十老て益々壯なり今猶は百里園に在て晴耕雨  
讀餘命を樂むと云ふ

柏園翁の碑文は小永井先生の撰する所にして頗る翁  
の平生を詳にす依て左に録して以て翁の略傳に代也

柏園翁生七十四年弘化四年三月晦沒葬於般若山龍泉院  
先塋後四十二年立碣於其墓上某孫保使子豐平來請銘翁  
橫田氏諱茂字松甫一字守靜柏園其號也曰甘仙曰空心居  
曰攢翠亭皆別號也通稱保兵衛世居遠江長上郡内野村高  
祖重道曾祖重輔祖重之重之二子長重共稱茂兵衛次分成  
家稱勘兵衛翁即茂兵君子勘兵君後重常無子出爲其後翁  
生穎異五歲讀書下筆可觀既苦攻詞章手鈔唐宋諸家文年  
進知明人稱神童一日慨然奮曰丈夫立志焉用糠粃末技爲  
於是肆力經史游三河菅篤甫門去從尾張松田棟園棟園大  
奇之曰橫田氏子才志勵發異日必成大器居三年踔厲磨刮  
進取究討卓爾有立得父命將歸棟園深惜之翁歸重常年老  
家道漸敗以翁爲嗣代經記焉翁艱勤執素約汰冗省浮早起

晚作親等僕婢嘗語人曰古之三不朽立功立言世時有人至立德則何久曠也常拔作若力勞之中夜誦不怠登百家之索腹浸六藝之醇液澄源培本家復從起巨於舊翁曰存心經世養務本實父之志也脩之身行之家聊足以不負矣使輔理家風詠優游處靜忘熟食淡晏如名望愈尊人仰為一方儒宗某候厚幣招聘翁笑曰一田舍夫耳農桑之事其所詳也餘奚足與焉不就天保十年輔病亡孫幼茂兵君又歿翁復起視二家之事二家殷然豐大翁雖生長於田間天資異凡涵養既深其於理生能轉敗振衰移其用而施諸世則其功不可勝記者惜夫無以發其微論三不朽言徒見其大而已矣翁温厚冲和不與物忤事親敬養致焉與里人忠愛見焉嘗游京攝間問詩筆於賴山陽所交篠崎小竹齋藤拙堂野田笛浦家長賴庵皆當

世名流古人云不知其人視其友吾視翁所友而知翁為人也晚參緇徒修禪焚香嚼茗寄情詩歌俳句賢而高養之人也翁初理家事不期寢與食使取婦曰家道未成奚暇計安後取中村氏生五女季配輔輔月花若狹子以為嗣者也字士友號挹翠孫保所著采藻吟草柏園詩文集廿偃俳諧集經濟夜話銘曰

世運文昌 野有遺賢 幣聘何為 樂吾所天

治平先家 源川為川 惟心有養 惟體有伸

施止於內 道遂沒榛 百年闢幽 尚有後人

明治廿一年歲在戊子秋八月 東京 小永井 岳撰

從三位伯爵勝安芳題額 嫡孫 橫田 保建之

曾孫 百治百拜敬書

●小菅廉君之傳

●士族●弘化四年六月生●富士郡吉原町

君は舊石見國濱田城主松平武聰の臣下にして本性は東氏其先千葉の一族東五郎祐胤の遠裔世々武技を講し総武の間にて子弟を教授す天保中君が實父金兵衛正明外舅渡邊氏の事に關し舅の義弟渡邊清藏及其子市助を斬る事義舉に出づると云へども叔父と從弟とを刃傷せしを以て罪に問ひ藩を逐はれ浮浪の士となり祖母特り藩主武元君の恩典に頼り終身食祿を賜はる君此浮浪の間に生れ五男たるを以て幼名富五郎と稱す八歳父を喪ひ母の鞠育を受く其母賢明なりと云へども浮浪究阨の際教育し能はざるを

以て累代の主君松平家の臣たらしめんと欲し舊臣たるを秘め密に小菅氏の養子とす小菅氏之を知らず其家格士例に在りされども甘心して嗣子たらしめしものは慈母主家の臣例に復するを希ふの外他念なく品位の高下を顧みるに暇あらざりし故なりと云君が長子皆天するを以て其愛君が一身に鐘ると云へども母訓嚴肅方正にして鞠育備さに到れり傍近幕臣赤井彌藤次なる人あり家風嚴格にして武を講し文を修め奢華の風を惡む母之を欣慕し之に倣ふ君が性祖宗の武骨を遺傳し讀書を好まず母家其父に類するを愛ひ日夜讀書を督勵し教訓指導懇到自ら四書を誦誦し家庭の温習に便す母子之情之を愛せざるものなしと雖も其自ら勉むるに至ては世間稀に見る所なり而て家貧ふ

して書を購ふの資なし歳次佳節習俗餚餅の料を轉して君が購書の資となすと云ふ君十二歳にして四書五經小近思錄の試問を受く藩法此格に當る者を賞して文學を勸奨す君初て賞與を得たりと云へども其實君を賞するに非ずして母の丹精を賞するの意を示せり此賞與は母家一層の希望を加へ成業を期し日夜督勵倍急なり然れども君が遺傳の武骨は強盛に發達し校に昇り書を擲て相撲を事とし字を習はすして腕力を朋比に角し相搏ち相馳せ更に謹直の跡なし年十三水野家の臣永島某と闘て之を斬り君も亦微傷を負ひ前額右腕刀痕を存せり當時安政の末年櫻田の變に際し武人殺氣の充溢する時なれば却て少年の刃傷粗豪の舉動を賞揚し疎書を印刷し其顛末を略記して之を滿都

に報す之を讀み賣りと稱し數百の倉漢大聲に其記事を讀み之を賣る故に異聞は即日都下に治し此刃傷は芝區西久保八幡山の刃傷と云ひ今猶東都故老の記憶する所なり君の粗豪不屈の氣骨は此時より少しく峻まるに似たりと云へども當時尊攘と云ひ佐幕と稱し人心恟々其氣焰頗る猛烈にして少年血氣の暴横は今日の壯士に百倍せり故に謹厚なる者顔色あき風潮に際し慈母三遷の訓育も之を奈何ともすると能はず世間幾百の荆柯聶政あり徳川氏の末路劍を揮て長蛇を斬らんと欲する者多し慶應二年君征長の役に従ひ國境益田に戦ふ此役備後福山藩兵と合し兩日の戦争終に短兵接戦死傷數十人破れて數里を退き當摩山の嶮に據り内田周布等の戦に臨む復た破る長兵城下に迫る

是より先き藩主疾て人事なし近臣是を奉じ竊に脱して出雲の松江に航す臣僚其主なきを知り城郭邸宅を自焼して退去す實に七月十八日なり藩兵千餘松江に屯し再舉を議す此際君が戦功を賞し相摸守國維の刀一口を賜ひ及び士班に列す偶ま昭徳公薨去休戦の命あり藩士美作の八千石に退塾す爰に至り君憂憤慷慨勃々たり古に云ふ主辱られ臣死すと國亡びて臣存す何の顔あらんと知友伊藤梓小出鉄三郎朝倉幸之助氏等と相圖り彼の白浪砂の一撃を密議す母是を聞知す一日君机に凭り沈思す母其傍に端座暴舉を嚴戒すと云へども君之れに従はざるを以て隻手を以て短刀を持し隻手を以て君を撃つ君母が隻手の短刀を熟視し初て十九年鞠育の思と文學督勵の眞意を悟り雙眼涙を

禁せず手を拱して拜跪其教を聽く君是より日夜讀書を事とし謹恪自ら守り潜思學を修む藩學は朱子派にして山崎暗齋稻葉默齋の流なれば藩人凡て實學を主とし智見に乏し故に遊學を志すと云へども今や美作の小領八千石の地に退縮し老幼五千輒爾の阨に陥り餘燄を存するのみ固より學資の給すへきなしと雖ども遊學の望止むとなく屢々母に請ふて其の允を得け藩吏上京に隨伴して京都に至る時正に乱麻の如く會桑の士薩土の兵水火相容れず若し君にして家訓骨に徹するなくんは恐らくは浮浪激徒の群に入りしならん此の時君園城寺の僧懋徳律師の院に寄食し比叡の岳麓山中越と稱する嶮路三里を踰へ日に京都に通學し山形藩儒司馬遠湖先生の門に至り歳餘一日を欠かず

師其志を賞して學僕とし初て勤學の便を得たり然れ共京師倍す騷擾徳川内府大政を奉還し將軍の世職を辭するに當り大騷亂に至らんとするの際藩兵二小隊伊藤梓氏之を率ゐて上坂す伊藤氏は君の親友たるを以て書を寄せ其來坂を催し君が身を致すの期至れりと信し遂に白浪砂の暴舉は轉して堂々たる戰鬪に訴へ宿昔の志望今日に達するを喜ひ是れより袖を拂て大坂に赴き明年正月伏見の役に從ひ三十餘人の死傷ありと云へとも幸に微傷を負はず正月六日伊藤氏淀の小橋の傍に於て銃丸眉間に當りて戰死す尋て幕兵會桑皆破れ大坂に退くに當り君亦國に歸る此役朝廷の責罰を蒙り出戰の兵は山寺に幽せらるゝ數月なり君此年再び東京に遊ひ司馬遠湖先生に従學すると初の

如し明治三年歸國し其九月慈母病て長逝す君忌服畢り又東都に遊ぶ此際廢藩置縣一時書生を歸國せしむ五年横濱税關の吏員となる風眼に懼り殆ど明を失はんとし職を辭して療養歲餘にして初て瘡の前途を誤るの不幸に遇ふと云へとも亦君が教育家たるの機會を與へしものは此眼病ならん乎六年十一月東京師範學校に入り爰に初めて身を教育に委するの確志を起せり八年卒業し静岡師範學校に奉職し九年同校長心得を命せられ十年女學教頭に任し本縣教育の基礎を計畫せしか其事半は行はれずして止む十二年教育令の改正に當り文部大丞九鬼隆一氏に迫り其改正を不可とす氏も亦之れを賛す又岩倉右府に建議し全く其の改正を不可なりとするも更に効あし爰に於て君遂に



本縣を辭せり民の教育獨立論は此時より之を主張し文部大臣の更迭毎に全國教育の方針に變動を及ぼすは國家の不利なるを確信し私立師範學校を興さんとして之を計畫せしか時期至らす再ひ本縣學務課員たると云へとも身を官海波動の間に浮沈し女性を學ふハ其素志に非すとあし十八年職を辭し十九年に至り全國を歴遊し五百八十日の長途旅行を企て、府縣教育の實況を視察し昔日の希望益確く教育改良の念倍切に竟に日本教育獨立方案十篇を草し世に公にすと云ふ而て其綱領を擧ぐれば第一總論第二教育獨立第三日本古來の教育法第四現今教育法の弊害第五日本國民の公德を明にすへし第六國民の公德を養ふに實物教授を用也第七教育は皇室に屬すへきを論す第八小

學教師を勸奨すべし第九教育方針と題する日刊雜誌を宮内省より御發行あらせられんとを望む第十教育獨立經理法の十目を切論せしものにして専ら普通教育に就ての考案なりと云ふ現今富士郡吉原町島田村組合尋常小學校長たり

●藤田契先師之傳

●平民僧●天保十四年十一月生  
●君澤郡修善寺村修禪寺住職

師は愛知縣三河國寶飯郡三谷村の人藤田佐十氏の長男なり嘉永七年四月曹洞宗に入り得度し剃髮戒を授かる文久二年より遠江國久能村可睡齋の學寮に入り佛籍漢書を涉獵す元治元年一衣一鉢の行脚偏參諸方の智識に參禪す慶

應四年春能州大本山総持寺に登り轉衣式を行ふ明治元年三月京師に至り勸修家の執奏により 綸旨を拜戴す全二年春可厯齋學察の長となり全四年駿東郡浮島村興隆寺の住職となり全五年庫裏を再建し并に江湖會を執行す全六年少講義となり累進して中講義に至り中教院事務課及釋學二等教師となる全十月静岡縣末派宗學教師教導副取締に任せらる全七年三月より三島大社内講堂に於て古事の講義を聽き全八年清田默氏に就き和漢の歴史を學ぶ全九月富士郡平垣村金正寺に轉住す全十年十二月より十一年九月迄遠州可厯齋の監寺たり全十二年より全十六年迄金正寺諸堂改修殆ど舊觀に復す全十七年五月上京說教講習及ひ試験を執行せらる師乃ち撰はれて二等說教師となる

全十八年春より某氏に就て新約全書を聽き外教の一斑を窺ふ全十九年十月修禪寺に轉住し今猶ほ其職にあり全二十年春より本堂造作及講中結社化益に従事す全二十一年四月弘法大師一千五十回大法會を修行全年講社參籠人入浴隨意の法を施行す本年に至りて講社に入る者殆ど七千六百許人の多きに達し全廿一年七月伊豆國曹洞宗教會講長となる全廿三年二月管長の命により安房上総下総信濃等の各地を巡廻す全年中小松宮殿下より桂谷温泉開闢靈場の八大文字の親翰を賜ふ師初め住職たりし以來江湖會を修行する十七回又他の江湖會へ臨會する者十九回授戒法要五十二回専門學校師十三解剃度弟子八名嗣法子四名なりと云ふ嗚呼師の如き前後二回の大土木を起し信徒を

結成して克く印度哲學の眞理を喚發し斯國民の爲め國教たるの實を擧げ間接に政治上の輔翼たらんを期する者なりと云ふも決して過言に非るを信するなり

●伊藤市平君之傳

●平民●鹿玉郡鹿玉村宮口●縣會議員

古人曰く文事ある者必ず武備ありと吾人君に於ても亦爾か云ふ君の父は長重郎と稱し西遠の名家にして先に縣會議員を勤め今現に宮口郵便局長たり君幼にして敏慧才識既に成人を凌ぐ明治十二年一月濱松中學校へ入學し十四年七月業を卒へ學業大に進む然れども君以爲く今や文化東漸し日に長足の進歩をなす此勢を以てせば日本をして

文明國たらしむる蓋し十年を出でざるべし此の時に當て假令ひ時勢に先つ能はざるも時勢に後るゝ無く以て文化の萬一を補裨せんとを期するは是れ吾輩青年の一大義務なり豈區々の咕嚕以て安すべけんやと乃ち拾四年九月笈を負ふて東京に遊び小石川區江戸川町同人社に入り専ら英漢の二課を脩め十六年七月見る處あつて之を退き尋て其九月より東京専門學校に入學し政治經濟の二科を專攻し旁ら英學を脩め十九年七月卒業して國に歸る是れより名譽大に君に歸し廿一年二月静岡縣茶業組合聯合會議員となり廿三年二月縣會議員に當撰し今尙ほ其職に在り君遊學中曾て山岡鐵舟翁の道場に遊びて擊劍を學び又田子信重氏の門に入り彼の天神眞楊流の柔術を學び功課大に

進み遂に目錄の許を得爾后益其妙を究むるに至れりと云ふ

◎土屋五東君之傳

●平民●元治元年生●  
駿東郡富士岡村三子

山水明媚の地偉人を出すと君が地方は北に芙蓉の靈山を  
負ひ東南函根の峻岳に對し溪流潺湲田野の間に溢る眞に  
山水明媚の地なり君此の間に生る其果して偉人なりや否  
やは今日に於て斷言する能はざる者あり何とあれば君春  
秋尙ほ富み其幾多の事業は今日に在らずして凡て將來を  
期するものなればなり君幼にして機敏の才あり事を爲す  
熱心能く之れに耐へ漢籍を舊河越藩士伊藤平路氏に學び

次て沼津學校に入り長するに及て磯部物外翁の門に遊食  
し静岡中學校に通學し螢雪の功大に進む君磯部翁の門に  
在るや坐作進退最も正しく人に接する丁寧信切あり故に  
朋友知己の君を敬慕する益々厚く名望愈高し學成り郷里  
に歸るや能く父母に事へ孝養至らざるなく父を補けて専  
ら家務を執り且つ農桑勸業の道を講し大に村民を感化す  
君又政治上に於ては夙に自由主義を取り政黨の事に關涉  
すると雖も毫も過激疎暴の風あるとなし廿三年衆議院議  
員選舉競争の際には専ら江原素六氏の爲に幹旋尽力し遂  
に勝利を得たるが如き君與て力ありと云ふ君一事をなさ  
んと欲するや熱心專意一身を抛て以て之れに當るの氣象  
あり故に曾て駿東郡の十傑を指名するに方り熱心家を以

て評せらるゝに至る君人と爲り、軀軀短小にして常に筒袖の衣服を着く一見して人其意外の狀貌に驚かざるはなし。目下郷里に在て教育及村政の間に奔走周旋し爲めに虚日なしと謂ふ君書を能くし俳諧を好み最も風雅の思想に富むと是れ果して名山麗水の靈を稟けし者なり。耶吾人は其前途の如何を看んと欲するものなり。

◎山崎清素君之傳

●平民醫●弘化三年三月生●周智郡氣山村

君は舊掛川藩醫士山崎龍澤君の次子なり。母は佐伯氏君幼名男更後改めて干城夫と稱す。年甫て八歳藩の學校教養館に入る年十五撰まれて句讀師と爲る君人と爲り武技を好

み聖劍及び砲術等を能くす。又家塾に在て専ら醫學を修む。文久二年年十八にして中小姓役を命せられ江戸藩邸に役す。元治元年七月某日急使あり父病危篤を報ず。君驚悲交至り直に藩に乞ひ晝夜兼行掛川に歸り父の病を看る數十日夜帶解かず其季養人をして感泣せしむ。同年八月一日療養其効なく終に長逝す。瞑するに臨で兄清權君及君を呼び遺戒して曰く兄弟能く心を一にして君恩に報ずべし。兄は弟を愛する子の如く弟は兄に敬事する父の如くし。老母に仕ると猶ほ余が生前に於けるが如くし。妹尙ほ幼なれば能く之を愛撫せよと言終て死す。君兄弟悲哀食を絶するに至る。君能く父の遺戒を奉じ今に至て兄清權君に仕ふる事猶嚴父に於けるが如し。是より先き兄清權君江戸に負笈し碩儒

金陵芳野先生に從ひ修學すると數年後ち昌平營に入り又學ぶと年あり偶ま父の病を以て歸省す曾て藩政の弊習を痛論し大に改正する處あらんとす言有司の忌諱に觸れ父死するや數日を出ずして忽ち掛川の獄に幽囚せられ終身禁錮の命あり君父を失ひ幾もなく又兄に別れ常に快々として樂まず藩主君をして父の家を繼ぐとを命す君肯せずして曰く今や家兄獄に在りと雖も元其罪にあらざるを知る況んや假令罪ありとするも弟にして兄を超へ家を繼ぐかや藩の恩命大なりと雖も敢て從ふ能はずと藩老國井氏利害を論して頻に之を勸む君嗚咽して遂に其命に從ひ父の家を繼ぐ於是醫師となり舊祿を賜はる慶應元年駿河元田中藩醫奥田欣齋先生に從ひ醫術を學ぶ數年同三年大坂

に負笈し華岡家の塾に入り外科術を學び居ると數年なり明治二年舊藩封を上總の芝山に轉ず因て君芝山に移る藩政改革に際し君撰はれて議員とあり藩政に參す同年四月君感ずる所あり職を辭し東京に遊び平田鎮胤翁の門に入る同八月某日君偶ま團子坂某の浴店に在り將に浴室に入らんとするや忽ち藩の捕吏數人來て君を藩邸に引卒す君從容として曰く予藩邸に歸る時は必らず制服を命せらるべし凡ろ男兒屠腹の際腹部に垢を存するハ耻なり貧生長く入浴せず請ふ暫く間を得て皮膚を清潔にせんと靜かに浴を終り捕吏前後を擁し藩邸に至る監察萩田某命を傳て曰く藩主汝が行跡に於て不審の事あり因て吟味中汝を芝山の獄に幽すと君抗辨益なきを知り愼て命を奉じ終に囚

に就く即夜遁容なる竹駕を以て上總芝山に護送す其藩邸に幽せらるゝや深夜君の従弟十河某竊に牆を越へ君に見て曰く君知らずや昨夜參政赤岸氏芝山より急行して藩邸に來たれり今回の擧たる事實何たるを知らずと雖も獨り君のみならず既に芝山に於て君の兄清權君外數名も亦捕に就くと君之を聞て憤激殆ど絶せんとす乃ち十河某に托するに老母を看護せんとを以てす十河氏之を諾し去る蓋し君が母ハ十河某の伯母たり故に之を托すと云ふ翌日君護送され行徳驛より船橋驛を経て成田街道に至り酒々井驛笹屋某方に泊す笹屋主人曾て君と一面識あり君を見て甚だ之を憐み涙袖を濕す君一詩を書し之を謝せんと欲す警吏紙筆を許さず故に果さずして止む后笹屋主人某君の

獄に入ると聞き成田山不動尊に口詣して君が出獄を祈れりと嗚呼人危きに臨み難に逢ふ時は親戚朋友すら尙ほ之を顧みず然るに笹屋某元君と一面識あるに過ぎず而て深く君を憐む此の如し豈に一義人ならずや翌日酒々井驛を發し其の夕芝山に達し直に假り獄に幽せらる始め君東京に於て捕へらるゝの日芝山に於て君の兄清權君其他參政橋爪氏墜劍教授渥美氏等の數輩皆獄に繋かる悉く一藩中慷慨の士なり屢々藩政を議し議論要路の人と合はず故に此の難ありと君幽囚中謾吟數百首ありと雖も慢りに人に示さず常に人に語て曰く予固詩歌を能くせず然れも幽囚中悲憤悽切に堪へさると屢なり時に詩を作り自ら僅かに志を慰むのみ故に陋拙讀むに勝へず焉ぞ人に示さんやと

明治三年八月元彈正臺より命あり出獄を許され秩祿舊の如く賜はる四年松尾藩廢せられ木更津縣貫屬となる次て六年同縣廢せられ千葉縣士族となる同年六月藉を東京に移し東京府士族となる是より君専ら商業に従事し資本金許多を募り一の商業會社を創設し自ら其頭取となり事務を整理す然れども當時同社の人士族の風を脱せず商業に暗く終に失敗して止む是に於て君の資産殆ど蕩尽す君自ら嘆して曰く嗚呼我誤てり我元醫家に生れ不能不學と雖も幸に多年其業に従ひ稍や得る所あり然るに一朝不熟の商業を行ふ豈失敗せざらんと欲すと雖も得んやと乃ち意を決して東京を去り四方に遊び明治十四年八月故あつて本縣周智郡氣田村醫師山崎讓策君の家を繼ぐととなる是

に於て官の免許を得て同く醫術を開業す村ハ北遠山間の一僻地にして當時未開蠻野の風多し君専ら有志者と謀り本業の余暇勸業教育衛生の道を盛にせんと欲し協會等を設け自ら衛生上の演説を爲し常に貧民の疾苦を憐み屢々薬價を要せずして懇切に治療を施し之を救助するあり君資性磊落頗る俠義の風あり常に杯を含み傲笑自ら樂むと雖も曾て酔ふて人と争ふなし常に好て客を愛するを以て四方遊歴の貧生君を訪ふて客寓寄食する者尠からず君業を執る熱心客に接する懇篤なり故を以て治を乞ふ者常に門に滿つと云ふ君亦北遠の一名士なる哉



●塩川萬右衛門君之傳

●平民農●嘉永二年二月  
生於富士郡大宮町黒田

君は富士郡田子浦村柳島に生る父を秋山榮次郎と云ふ君は其二男なり幼名を鎌造と稱す年十六にして出て、塩川氏に養はれ専ら農事に従ふ明治十三年家督を承け萬右衛門と改稱す十六年養父和吉黒田村戸長たり君時に隣村沼久保村戸長松井保平氏と謀り兩村人民一致協同して大中里村より潤井川の上流を引き以て數拾町歩の新田を開かんと欲し之を大中里村に謀り其價地の代金として一千餘圓を差出すべき示談を遂げ之を借用証書に更め茲に兩村人民の契約結了し愈々水路開鑿の出願したるに不幸にも

同川の下流村落即ち加島村殆め廿五ヶ村より故障する所となり大に困難を極むるに當り大中里村よりも頻りに先きの証書金の請求をなし前後に敵を受け同村民の當惑一方ならず君其間に立て百方和解を試むと雖も其功なく遂に工事ハ斷然之を中止し更に大中里村民に對し契約解除の訴訟を起し君沼久保黒田兩村の惣代となり沼津治安裁判所より始め東京控訴院を経て千障万碍に當り終に十七年に至り勝訴の判決を得初めて愁盾を開きしと雖も詞訟數年に亘り爲めに費用意外に嵩み一村の民力之れが負擔に堪へざるを憂慮し茲に生産講と稱する一種の講事を起し之を以て年々償済するの道を設け一件全く落着せり然るに其間君の交際に支消したる費用少しとせず之を君

一人にて負擔したるが爲め大に負債を生じ是れより漸く養父の感情を害し其關係自ら圓滑を欠くの端緒を開く降て十五年全郡第廿二區學務委員となり十六年黒田村用係となる此時君首唱して同村に校堂を新築す十七年中大宮町外十ヶ町村と小宮村との間に富士山秣場の件に付一場の紛議を生ずるや君又撰まれて大宮町外十ヶ町村総代となり静岡縣廳に出頭する數回竟に其目的を達するを得たり十八年大宮町外八ヶ町村聯合會議員に撰まれ次て富士郡町村聯合會議員となる廿二年自治制實施の際一級撰舉に應じ大宮町會議員となる君常に國利民福を圖るに汲々たり嘗て十九年中大宮西町へ生糸製造所を設立し及同所へ陶猗社と稱する牛乳搾取扱の業を開き横濱本牧へ其支

店を置き君久しく之を管理せり然るに物價の激變に遭遇して商機一蹶し君爲めに數千金を失ひ終に養父に容れられざる所となり意を決して家督を長子に譲り凡て公務を抛ち今や全く爲す所なしと謂ふ然れも蛟龍久しく池中のものにわらず君が再び社會に出る蓋し數年の後にあらん

●湯山半七郎君之傳

●平民●駿東郡宮岡村御宿

君は東駿の名家たる彼の湯山柳雄君の實父なり人と爲り温厚閑雅衆望の属する所なり幼にして漢籍を修め壯年に至り所の名主を務め是より一村の戸長となり聯合村の戸長となり第十四番中學區取締となり郷村社祠堂となり富

士山三方口の郷社祠官兼務となり郡村兩會の議員となる等公務に従事せしもの甚だ多し其間或は所々の葛藤事件の仲裁和解を試み或は所有山林に樹木を栽植し今に至る數十年曾て倦むとなく之れに従事し或は學校資本金全建築費橋梁道路修繕費及神社佛閣保存金等に寄附義捐すると數回皆其賞として銀木盃を下賜せらる或は又率先首唱して私立御樹銀行及鉄道貨物運送會社等を設立したる等君が地方の事業に銳意盡力したると勝て屈指すべからざるなり君一意敬神の道を守り初めて神道教導職たりし以來始終之れに奉仕して精勤怠ると無く今君齡耳順に達し超然として世塵の外に隱遁すと雖も濟民護國の精神は今猶ほ昔の如しと云ふ君述懐の國風あり左に其一を録す

あたら世の月日を空にならるるつゝ、  
すに來し身ふそおろかなりけれ

◎堀江縫三郎君之傳

●平民●萬延元年三月生  
●數知郡舞坂町●舊家

君通稱縫三郎と稱し隅洲と号す數知郡大久保村舊服部伊賀守官邸に生る父を藤田三千郎(松湖)と稱し幕府の旗下服部氏に仕へ代官より書を福田半香に學び後平井顯齋山本栞谷の先輩と交り椿山及華山翁の門に遊び兼て明清大家の遺墨に倣ひ自ら一家を爲し人物山水花鳥總て精巧ならざるはなし君の實兄藤田清氏も亦葉山と号し栞谷及柳塘翁に師事し全く書を好くす君幼にして父を喪ひ兄と母と

に養へる慶應三年故わり服部家を辭し一時歸農す明治元年兄清氏出て、堀江藩に仕ふ君此の時八歳母と共ふ敷知郡堀江村大澤家の治所に移る居ると數年藩政改まり郡縣の制を布かれ堀江縣となる君兄復た出で、之れに奉職す尋て堀江縣廢せらる時に君年十三明治九年遂に舞坂町堀江清平氏の嗣子となる是より先き君堀江藩儒員三宅均氏に従ひ經史を學ぶ明治七年三宅氏敷知郡宇布見學校長の命を拜す君亦之れに従ふて同校助教たり全九年之を辭し濱松瞬養學校に入り普通學科研究中翌年一月更に濱松師範學校に入り十年十月師範學科を卒業し其の証を受く明治十二年十月君始めて舞坂學校訓導の命を拜し示來勤績して現今に至る茲に十二年なり而して其の間教育の擴張

生徒の養成或ハ晝間就學する能はざる者の爲に夜學の便を開き或ハ毎年十二圓以上二十四圓に至る金員を學校維持費に寄附したる等の如き實に枚舉に遑あらず而て其他君が職務の任免賞與等の履歴を舉ぐれば明治十四年十二月町立小學舞坂學校六等訓導に任ぜられ十七年全く五等訓導に進み全年六月第二回内國繪畫共進會へ自畫を出品し賞狀を下賜せらる十九年三月小學校組織改正により解職し全年十月修身讀書習字算術地理歴史七科の教員免許を得全年十一月村立小學三育舎(舞坂學校)の名稱を變したるもの(訓導)に任し教育上勉勵の賞として町村役場より金若干を與へらる全年十二月の閣令第三十五号に依り解職す二十年一月其筋より當分職務に従事すべきとを命ぜら

れ尋て全年八月に至り舞坂尋常小學校訓導に任ず全年十月二月舞坂學校學費として金百九圓差出したる賞として木盃三組下賜せられ及び役場より職務勉勵賞與として金若干を寄贈せらる翌年又同様之れを受く二十二年四月舞坂尋常小學校副築費として金若干を寄附し其賞あり全年九月に至り縣令第八十号に依り解職し尋て又其職に任せらる君先に静岡縣教育會々員となり廿一年に至り又西遠私立教育會々員となり二十三年五月大日本教育會々員となりしより七年以上會員の義務を全ふしたるの故を以て全會長より會員章を受く以上は君が教育上に關する履歴の大略なり而て君又畫を能くす其の就て學ぶ所は實兄藤田清〔葉山〕叔父長尾正名〔華陽〕の二氏なれども傍ら椿山其他諸

先輩の遺墨を臨摹して大に其技を進む明治十一年 聖上東海道御巡幸の際自畫を 天覽に供し金若干を下賜せらる君此の時濱松師範學校生徒たり嗚呼君の如き眞に又多く得難きの人士なる哉

◎橋本茂登治君之傳

●平民神官●天保十四年十月生●長上郡瀨野村上前島

君幼名を綱吉と呼び中年に及て茂兵衛と名け故あつて又茂登治と改稱す壯年にして父の後を繼ぎ神官及庄屋見習となる父は本村横須賀村有玉新村及漆島村等の里正を兼務し又彼の助役総代なる者を勤む時に維新の初め 御親征の先鋒橋本少將柳原侍從に隨從し糧食及人夫取締の役

を帯びて江戸上総地方へ出張し尋て濱松藩主井上河内守永城願に付京す其不在中ハ君専ら父に代て自他各村の事務を預かり或は報國隊に加りて運動し或は郡中総代となりて三方原開墾の件に盡力し又或は天龍川堤防助成に關し鹿玉郡新原村外廿七ヶ村を代表して屢々中泉郡政役所へ出願したるとあり爾來一意農業に従事し又卒先して自ら神葬式を執行し而て一村をじて遂に殘らず神葬に改式せしむ君又和學を有賀某に漢學を竹内某に學び略は其要を得たり君曾て自ら云ふ余は一つの達するもの無し然れども天然の幸福に乏しからずと人其故を叩けば曰く余が両親及び妻河合氏の両親とも齡凡て還曆及古稀に達して而も各々無事壯健なると之れあり人生の幸福此の上に出でたる事なしと思ふなりと以て君が爲人如何を卜知するに足らん而て君が明治以來の履歷を擧ぐれば六年四月内野學校雜事取扱に全年五月大瀬學校雜事取扱に七年四月全校五等授業生に全年四月豊田郡柴本村郷社於呂神社祠官に八年一月大瀬學校三等授業生に任せられ全年五月全校へ書籍を寄附し賞杯一個を下賜せらる又全年十月教導職訓導に九年一月大瀬學校幹事に全年八月遠州々會議員兼小區議長に全年十一月濱松神道事務所分局教導會議會幹に全年十二月中郡神道事務所支局長に全年全月六等講師に全年全月遠江州會大區委員に任せられ十年三月濱松神道事務所分局より其第二科講究濟の証を受け尋て全局副長兼中郡神道事務所支局長に全年十月權少講義に全年十

出でたる事なしと思ふなりと以て君が爲人如何を卜知するに足らん而て君が明治以來の履歷を擧ぐれば六年四月内野學校雜事取扱に全年五月大瀬學校雜事取扱に七年四月全校五等授業生に全年四月豊田郡柴本村郷社於呂神社祠官に八年一月大瀬學校三等授業生に任せられ全年五月全校へ書籍を寄附し賞杯一個を下賜せらる又全年十月教導職訓導に九年一月大瀬學校幹事に全年八月遠州々會議員兼小區議長に全年十一月濱松神道事務所分局教導會議會幹に全年十二月中郡神道事務所支局長に全年全月六等講師に全年全月遠江州會大區委員に任せられ十年三月濱松神道事務所分局より其第二科講究濟の証を受け尋て全局副長兼中郡神道事務所支局長に全年十月權少講義に全年十

一月神殿建築金取纏周旋係に十一年七月濱松神道事務分局教導會議會幹に全年十一月再び大瀬學校幹事に十四年二月敷知長上演名の三郡聯合農事會副會頭及第五組合農事會々頭に任せられ全年三月其筋より木綿共進會四等褒賞を及び全年四月麥共進會五等褒賞を受け全年十月静岡縣々社秋葉神社祠掌に轉任し十五年三月農商務卿より麥共進會七等褒賞を受く又三月濱松神官合議所副長に全年七月豊田郡於呂村郷社祠官兼務に全年九月濱松神道事務分局長に十六年十二月静岡縣皇典講究分所創立委員に十七年五月祠官合格試験済となり全年十月權中講義に十八年四月權大講義に全年十二月豊田郡鹿島村郷社祠官兼務に廿年七月周智郡神官組長に廿二年九月權少教正に全月

静岡縣皇典講究分所受持委員に歷任す廿三年三月福岡縣下洪水被害者へ救助として金員を寄付し其筋より賞状を受け廿三年十二月再び周智郡神官組長に廿四年三月秋葉神社保存會副會長に任せらる而て君今秋葉神社に在て其職を奉じ敬神愛國の志篤く風教上補益する處不尠と云ふ

●梶豐君之傳

●平民●文化十年四月生●駿東郡須走村●淺間神社祠掌●橋少教正

君幼より諸の師に就き諸の學藝を脩めり即ち習字を學び讀書を修め番謡能樂を習ひ雅樂を稽古し俳諧を嗜み國學和歌に心を寄せ長して又商業をも爲し又農業をも爲し又時々村役人物代の類をも勤め又世襲により富士山東口淺

間神社の神官ともなれば又小學校設置以前は近隣の兒童を集め村夫子ともなれりと云ふ君は眞に多藝多能の士と稱すべし君の家号を綿屋と稱す先代綿打を業として家を起す故に此名ありと當時の弓及槌に『末ながくひき出す糸の綿なれば打出の槌は我寶なり』との一首の歌を添へて今尙君が家に珍什すと云ふ君安政七年始て神官の職を襲き神道管領吉田家より狩衣風折烏帽子着用の許可を受け明治六年四月教導職十四級試補となり八年一月權訓導に補せらるる全年金若干に一首の和歌『畏みて老の身よりもさ、けつる心はかりは數ならずとも』を添へて静岡中教院へ獻し追て其賞を受く全年皇朝學課周遊掛専務を命せらるる是より先き君富士一山教會准副社長となり七年九月淺間神

社昇格して郷社となるの際其の奉帛祭を執行す此時君副祭主となり兼て板主を勤む九年五月神宮大宮司より神宮教院六等補教心得を申付られ十三年十一月内務省より權少講義に補せられ十八年四月扶桑教事務取扱正六位田中頼庸氏より權大講義に補せられ翌年十月權少教正に進み二十年十月に至り大社教管長より權少參教たることを命ぜらる君既に淺間神社氏子惣代たりし以來其の神官となりて今日に至る迄其間或は社格昇進し或は諸器物の奉納あり或は新に之れを購入し或は社頭に修繕を加ふ等大に該社の景狀を回復し其の資本金の如きも益々増殖するに至りしは是れ君が職務上の勉勵と信用とに由るもの許多なりと云ふ今や君が既に八十歳の高齢に達するも童顏鶴身



尙ほ衰弱の色あしと盛哉

◎横田茂平君之傳

●平民農 ●嘉永元年正月  
生 ●長上郡小野田村内野

君幼名を矢藏と稱し志太郡島田驛の人置惣藤四郎氏の三男たり文久二年夏出で、長上郡内野村横田茂兵衛氏の養嗣子となる便ち同村の宗族横田家の宗家なり君壯年にして浪華の碩儒寺西易堂翁に就て漢籍詩文を學び春耕と号す又抹茶式を祖父不昧翁に傳習し竹齋と号す翁歿后近藤靜肅君(幕府旗下遠州氣賀の太守)より不蔵菴の号を賜はり又團野源之進氏の門に遊ひ所謂直眞影流の擊劍を脩む慶應三年横田の家督を續ぐに及び歴代の家名を襲ひ茂兵衛



君郎三敬上井



君平大京



君平茂田横



君郎三虎藤伊



君郎三海統

と改稱す全年全月領主より其の勝手賄方手傳なる者を命  
せらる明治二年二月領主封を徳川藩に移し江都に還るに  
際し君亦歸農す全年六月故あつて茂兵衛を改め茂平と稱  
す全年三月中徳川藩士來住するに當り君其家屋建築費と  
して金若干を献したるに由り次て領主より居屋敷免租及  
苗字帶刀の恩命を受く此の月祖父病没し續て家督上に紛  
争を生し遂に法庭の裁決を煩し翌年の春に至り漸く結局  
す六年十一月濱松縣に於て三方原百町歩を開墾し茶園と  
なすの舉あり君其の御用係なる者に命せられ専ら之れに  
従事し尋て其の會計副頭取に任せらる翌年五月功全く成  
り君亦其職を辞す此年濱松縣第一大區廿七小區内野村戸  
長に續て同區副區長に任せらる八年一月全縣資産金貸付

所主務となる全年六月君同区内學資金増殖且其の産出法  
及民費助成法等を考案し以て積志社なる積立會社を創設  
し大に區民の賛成を得君其の社長とありて尽力し爲めに  
小松、内野、半田、有玉の四村各學校費及ひ民費へ向て助成金  
五千四百余圓を出すに至れり降て廿二年七月に至り無事  
平穩に解社す先是八年十一月濱松縣第一大區廿六小區々  
長兼學區取締に全年全月全縣改租總代人に九年七月全區  
民撰議長に十一年五月静岡縣第十二大區副區長及全大區  
廿六小區學區醫務取締兼務に十二年一月濱松第廿八國立  
銀行取締役に十二年四月内野村戸長兼學區取締及浦役人  
に十三年三月長上郡農事通信委員兼務に十四年三月笠井  
村笠井銀行頭取に十四年四月静岡縣會議員に全年八月長

上郡第七組合聯合會議長に十七年七月内野村組村會議員  
に十八年二月笠井銀行頭取を辭し其取締役専務に全年十  
月再び静岡縣會議員となり次て半數改撰により退任し翌  
年又全縣會議員に全年一月笠井銀行副頭取に二十年一月  
再び其の頭取に廿一年六月長上敷知濱名三郡所得稅調査  
委員に廿二年三月再び小野田村々會議員に全年全月長上  
敷知濱名三郡聯合町村會議員に全年五月小野田村名譽職  
村長に全年六月長上敷知濱名三郡町村組合會議員に任す  
而て今尙は現に其職に在るものは笠井銀行頭取長上敷知  
濱名郡所得稅調査委員小野田村々會議員全村名譽職村長  
及長上敷知濱名三郡町村組合會議員等なり先是明治三年  
八月君其の長子を失ひ次て又令室を失ふ因て横田保氏の

次女を娶りて後室とあす十五年に至り君一子無きを憂ひ周智郡宇苅村富永氏の次男を乞ふて養子となす而て數日にして幸に一子を舉げ現今既に三男兒を養育す君公共の爲に義金を投じたと太だ多く一々枚舉するに違すと雖とも之が爲め下賜せられたる賞杯のみにては三ツ組銀盃壹組銀盃一個三ツ組木杯二組及木杯一個のもの七個を有すと云ふ以て君が公事に尽したる功績の一斑を概見するに足らん

◎牧野甚八君之傳

●平民●天保十三年九月生●敷知郡新居町長

君の父は杉浦作左衛門と云ひ敷知郡新居驛の人なり萬延元年冬君十九歳にして今の牧野家を嗣ぐ君幼にして全郡中ノ鄉村應賀寺住職實道師に就き所謂寺小屋の教育を受け兼て實兄某に算術を學ぶ其后舊吉田藩士山本忠佐氏の門に入り史學及び經書を脩む明治二年十月新居町彌太郎新田組頭となり翌年新居宿組頭となる七年二月濱松縣第一大區十小區新居宿副戸長申付らる八年五月新居學校に學資金若干を寄付し褒状を受け九年二月濱松縣第一大區九小區新居宿戸長を命せられ浦役を兼ね全年静岡縣第十大區九小區一ヶ宿三ヶ村戸長に任命し全區内學校幹事